

また保護観察執行猶予者にござましては仮釈放者に課されます正業に従事すること及び犯罪性のある者又は素行不良の者と交際しないことという一般遵守事項が課されておりません。

なかつた場合の取扱いにつきましては、遵守すべき事項を遵守しなかつたときに地方更生保護委員会が仮釈放処分を取り消すことができるときとされておりますのに対して、執行猶予者につきましては、遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき裁判所が執行猶予の言渡しを取り消すことができる

今回の法案では、ます最初の方の転居と旅行につきまして執行猶予者について届出制になつてゐるものと許可制に改めると、それから、遵守事項につきましては執行猶予者につきましても特別の遵守事項を定めることができるようになると、こういう内容でござります。

○谷川秀善君 大分、仮出獄者に、何といいますか、近付けるというか、近付けてきているようなんですが、このいわゆる一般遵守事項というのには、これはだれが考えても当たり前のことを書いてあるだけですね。特にどうこうということはないと思いますよ、この一般遵守事項というのは、あるでしよう。この善行を保持することなんて、こんなのがこれ当たり前のことですがね、こんなのが、あなた、遵守も何も。それで、これは仮出獄者ですか、は一定の住居に居住し、正業に従事すること、これもまあ普通常識で考えりや当たり前のことですからね、何もわざわざね。それで、犯罪性のある者又は素行不良者と交際しないこと、これは普通の人間やつたら大体そうですよ、違いますか。

何か非常に前時代的というかね、現実に全然即してないことを何となく今度は執行猶予者にも広げると、こう言っているんですね。その住居を移転だとか旅行だとかいうのは、これは当然執行猶予者にも許可制にするとかいうのは、今までではあ

れでしよう、これ届出だけですね。届出をすると、それも一ヶ月以上旅行すると、こういうことがありますね。一ヶ月も旅行するというのは余り普通の人ではそんなないですわね、大体一般的の市民生活を考えりやね。だから、非常に何となくその前時代的なような気がするんですよ。

それで、これをまあ仮出獄の方へ合わせるど。こういうのは当然合わせてもらわないかねと思いますし、特別遵守事項というの、これは今ちょっとと御説明受けましたけど、その特別遵守事項やつたらそれぞれ個々人について違うわけだろうと思いますが、個人についてどういうことを大体特別に守りなさいと決められるんでしょうか。

○政府参考人(麻生光洋君) 特別遵守事項と申しますのは、先ほども申しましたように、その対象者の一人一人の問題性に応じて定めるものでございます。

例えば、対象者によりまして犯した犯罪がいろいろ違うわけでございます。例えば、殺人でありますとか、あるいは覚せい剤取締法違反でありますとか、あるいは道路交通法違反というようなものもございます。ですから、その対象となつている犯罪によつてその特別に守らせる事項が違う場合もございます。

それから、本人の家族関係とかあるいはその環境のようなものもございます。例えば暴力団出身者というような場合、そのような場合についてはそういう者と接触しないというようなことが考えられるわけです。それから、性犯罪者のような場合につきましては、今回、私ども来年度から行う予定でございますけれども、性犯罪者処遇ブログラムというものを受けさせていただいて、それによつてその再犯に至る可能性を少しでも少なくしようと、こういうような試みを行いたいと。そういうことと、その対象者のそれぞれの個性に応じた遵守事項を地方更生保護委員会が定めると、こういうことでございます。

れでしよう、これ届出だけですね。届出をするだけ、それも一ヶ月以上旅行すると、こういうことがありますね。一ヶ月も旅行するというのは余り普通の人ではそんなないですわね、大体一般の市民生活を考えりやね。だから、非常に何となくその前時代的なような気がするんですよ。

それで、これをまあ仮出獄の方へ合わせると。こういうのは当然合わせてもらわないかぬと。思いますし、特別遵守事項というのは、これは今ちょっと御説明受けましたけど、その特別遵守事項やつたらそれぞれ個々人について違うわけだろうと思いますが、個々人についてどういうことを大体特別に守りなさいと決められるんでしよう

か。

○政府参考人(麻生光洋君) 特別遵守事項と申しますのは、先ほども申しましたように、その対象者の一人一人の問題性に応じて定めるものでござります。

例えば、対象者によりまして犯した犯罪がいろ

しき道交規則でござります。例えば殺人であるとしますとか、あるいは覚せい剤取締法違反でありますとか、あるいは道路交通法違反というようなものもございます。ですから、その対象となつている犯罪によつてその特別に守らせる事項が違う場合もございます。

それ、今おつしやつたように、いろいろあると思いますが、これはでしようし、いろいろあると思うのですが、これは今回は保護観察、いわゆる執行猶予者にも付けられるわけですか。執行猶予者はこの特別遵守事項というものは今度の改正では要らない、要らないといふうか、いじつてないんでしょうか。その辺、いかがでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 今回提案されております執行猶予者保護観察法の改正では、執行猶予者につきましても特別遵守事項を設定するようになりますと、こういう内容でございます。

で、それを設定するにつきましては、その執行猶予の言渡しをした裁判所の意見を聴いて保護観察所の長がそれを定めることになると、こういつづけ内容になつております。

○谷川秀善君 それは非常に私は、そういうことを守つてもらうというのは執行猶予者についてもいいことだらうと思いますが、具体的にはどういうことを付けようと考へておられるんですか。同時に、その付けたことを遵守しているかしていないかというのをだれが、監視をすると言つたら語弊がございますが、チェックをするんでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 特別の遵守事項として例えば考えられますのは暴力団関係者と交際しないことなどがあります。それから、先ほど申しましたけれども、性犯罪者あるいは薬物依存者につきましては性犯罪者処遇プログラムでありますとか薬物の関係の処遇プログラムを受け取らうこと。それから、ストーカーというような事案がございますけれども、こういうものについては被害者に付きまとわないことと、こんなことが考えられるかと思います。

それから、その遵守事項を守つているかどうかというのをどうやって把握するかという点なんですが、それとも、これは、保護観察というのとは保護観察官と保護司が協働で行つてゐるわけでございますけれども、これは、保護観察といふのは保護観察官と保護司が協働で行つてゐるわけでございますけれども、日常的な接觸の過程で何か問題がなな事案がございますけれども、こういうものについては被害者に付きまとわないことと、こんなことが考えられるかと思います。

それ、今おつしやったように、いろいろ条件も違
うでしようし、いろいろあると思いますが、これ
は今回は保護観察、いわゆる執行猶予者にも付け
るわけですか。執行猶予者はこの特別遵守事項と
いうのは今度の改正では要らない、要らないとい
うか、いじつてないんでしょうか。その辺、いかが
がでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 今回提案されており
ます執行猶予者保護観察法の改正では、執行猶予者
につきましても特別遵守事項を設定するようにな
しようと、こういう内容でございます。
で、それを設定するにつきましては、その執行
猶予の言渡しをした裁判所の意見を聴いて保護観
察所の長がそれを定めることにすると、こういう
内容になつております。

○谷川秀善君 それは非常に私は、そういうこと
を守つてもらうというのは執行猶予者についても
いいことだろうと思いますが、具体的にはどうい
うこと对付ようと考へておられるんですか。同
時、そつねえこことここと

時に、その付いたことを選んでしているかしてないかというのをだれが、監視をすると言つたら語弊がございますが、チェックをするんでしようか。

○谷川秀善君 今、保護觀察官と保護司がそれを、何といいますか、チエックをするというか監視をすることのようでございますが、それじゃ保護觀察官は今全国で何人おられ、そして保護司は全国で何人おられるのでしょうか。
○政府参考人(麻生光洋君) 保護觀察官でございますけれども、本年度の予算定員は九百九十七名でございます。
○委員長(弘友和夫君) もう一度、大きく。
○政府参考人(麻生光洋君) 保護觀察官の本年度の予算定員は、保護觀察所の保護觀察官は九百九十七名でございます。実際にその保護觀察の業務に従事しております者はそのうちの約六百三十名程度でございます。
それから、保護司でございますけれども、これは定員は五万二千五百名でございますけれども、本年一月一日現在では四万八千六百八十八人となつております。
○谷川秀善君 大体、保護觀察官が、これはいわゆる公務員ですね、職としてやつておられる方だらうと思いますが、これは九百九十七名、実際には六百三十名がそういう仕事に従事しておられる、こういうことです。そして、保護司さん、これはボランティアでございますね、民間の方々が、定員五万二千五百人で、現在は、十八年度では四万八千六百八十八人と。こういうことでございまが、これはどんでもないことです。たつた六百三十人で、そんないろんなものを注文付けて。
それじゃ、今、いわゆる執行猶予者は現在何人おるんですか。そして、仮出獄者は何人おるんでしようか。
○政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄者につきましては約五千名程度、それから執行猶予者につきましては一万五千名程度であると思います。
ちょっとと今正確な数字を調べておりますので、また後ほど御説明いたします。
○谷川秀善君 まあ、ざつと仮出獄者と執行猶予者で大体二万人おられる、こういうわけですが、ちょっとと今正確な数字を調べておりますので、

ね。その二万の方々を、職としてやつておられるのが六百三十名、そしてボランティアといますか保護司さんが四万八千六百八十八名。この保護司さんは、これはほとんどボランティアですか。これはなかなか、実際は一生懸命やつてない。私の家内も、もう保護司何十年やつてますが、大変ですよ、これ、いろいろ。それで、そうすると保護観察官が六百三十名、それで二万人が本当にチェックできるのかどうかというのは非常に私は心配をしておるわけです。

それで、特に保護司について、現在の状況、非常に何かだんだんだんだん保護司さん減っていくと、こう言つてますし、減つていくし、高齢化していくと。だから、一人当たりの分担が、それは地域によるんでしょうけれども、非常に、元気で働いているというと語弊がございますが、保護司に掛かってくると。そうすると、何件も持たなきやいかぬ、案件を何件も持たなきや。中にはいろんな案件がありますからね、軽いのから殺人罪まで、いろいろございますからね。その点について、現在保護司の現状はどうなつてあるのか。

それで、大体私も調べましたが、平均年齢が相当上がっていると思いますね。保護司さんの平均年齢が相当上がっていると思いますので、その辺の状況と、大体これは定年というか、ボランティアですから定年というのはおかしいですけれども、大体どれぐらいで御勇退いたぐのかという点をまとめて少しお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、先ほどの数字の点をちょっと補充させていただきます。

保護観察中の仮出獄者の数でございますけれども、平成十六年末の数字でちょっと古くて恐縮でございますが、仮出獄者の数が八千九十六人、それから執行猶予者の数が一万五千六百八十七人でございます。

それから、今の保護司についてのお尋ねですけれども、本年一月一日現在で、先ほど申しました

ように四万八千六百八十八人おられるわけですか。

れども、平均年齢が六十二・八歳でございます。

そのうちの二五・三%の方が女性の方でございま

す。

職業の構成を見ますと、会社員等の方が三〇・

八%、無職の方が二六・五%、宗教家が一一・

〇%、それから農林漁業が九・七%、商業八%、

教育関係者三・二%、その他一〇・八%と、こう

いう状況でございます。

年齢構成を見ますと、平均年齢は先ほど申し上

げたとおりなんですけれども、五十歳未満の方が

五・八%、五十歳から五十九歳の方が二六・四%

六十歳から六十九歳の方が四六・二%、七十歳以

上の方が二一・六%となつております。

現在、保護司の任期は二年なんですけれども、

七十六歳を超えて再任しないということになつて

おりますので、七十七歳が事実上の定年というこ

とになつております。

○谷川秀善君 今御説明をいただきましたよう

に、大体主に占めているのは五十歳以上ですわ、

今まで、いろいろございますからね。その点につい

て、現在保護司の現状はどうなつてあるのか。

それで、大体私も調べましたが、平均年齢が相

当上がっていると思いますね。保護司さんの平均

年齢が相当上がっていると思いますので、その辺

の状況と、大体これは定年というか、ボランティ

アですから定年というのはおかしいですけれども、

大体どれぐらいで御勇退いたぐのかという

点をまとめて少しお伺いをいたしたいと思ひま

す。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、先ほどの数字

の点をちょっと補充させていただきます。

保護観察中の仮出獄者の数でございますけれども、平成十六年末の数字でちょっと古くて恐縮でございますが、仮出獄者の数が八千九十六人、それから執行猶予者の数が一万五千六百八十七人でございます。

それから、今の保護司についてのお尋ねですけれども、本年一月一日現在で、先ほど申しました

ねらい目というのはちょっと語弊がござりますけ

れども。

だから、やっぱりそういう人たちに積極的に社

会にもう一度しつかり貢献してもらいたいという

ことでお願いをしないと、どうもあれ見てますと

ね、保護司が保護司をお願いしているような感じ

ですよ、大体。その保護観察官なり保護観察所の

所長さん、大体、地方の余り実態に、御存じない。

そうすると、大体どうしているかいうたら、その

自治会の役員とか何か、くそ役にも立たぬを

ようけ任命するんですよ、本当に。その選び方が

間違うと、私から言うと選び方が間違うると

思いますよ。民生委員してた人をまた頼むとか

ね。そんならまた、役持てる人はみんなもう重

複してね、もう五つも六つも持つてはるわけ。

そうすると、なかなか、保護司さんというのは

ちょっとほかの役と違いまして、実際に体を動か

し、それでそういうわゆる犯罪者だとか、その

就職の世話をしたり、いろんなことをやつている

わけですよね、保護司さんがみんな、一生懸命

やつて。

だから、大分違いますからね、ちょっと選考の

方法というか、御依頼をされる方法をお考えいた

だければなと思いますし、まあボランティアです

からね、何もその報酬とかそういうことは余り望

みませんが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだんだんだ

うなり手が少なくなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

仕組みを現在始めたところでございます。

それから、平成十八年度からはモデル庁という

ものを設けまして、公募制というようなことを考

えております。この保護司の適任者の確保の問題

も、大都市の場合と、何とありますか、田舎と

いつはあれでそれども、地方の場合とでは相

当実情も違うようでございますので、各地域地域

の実情に応じて適任者の確保に努めてまいりたい

と思っております。

それから、保護司に対するその報酬でございま

すけれども、保護司は無報酬、報酬を受けないと

いうことが定められております。ただし、保護司

法によりましていわゆる実費というものの支給を

受けれるということが可能になつております。平成

十七年度予算で申しますと、約四十億円がその実

費弁償金というものの予算でございまして、平成

十八年度につきましては約五十二億円が計上され

ております。

○谷川秀善君 まあ、別に保護司になる人が収入

を得ようとは私は思つてないとは思います。思

いますが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだんだ

うなり手が少くなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

仕組みを現在始めたところでございます。

それから、平成十八年度からはモデル庁という

ものを設けまして、公募制というようなことを考

えております。この保護司の適任者の確保の問題

も、大都市の場合と、何とありますか、田舎と

いつはあれでそれども、地方の場合とでは相

当実情も違うようでございますので、各地域地域

の実情に応じて適任者の確保に努めてまいりたい

と思っております。

○谷川秀善君 まあ、別に保護司になる人が収入

を得ようとは私は思つてないとは思います。思

いますが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだんだ

うなり手が少くなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

仕組みを現在始めたところでございます。

それから、平成十八年度からはモデル庁という

ものを設けまして、公募制というようなことを考

えております。この保護司の適任者の確保の問題

も、大都市の場合と、何とありますか、田舎と

いつはあれでそれども、地方の場合とでは相

当実情も違うようでございますので、各地域地域

の実情に応じて適任者の確保に努めてまいりたい

と思っております。

○谷川秀善君 まあ、別に保護司になる人が収入

を得ようとは私は思つてないとは思います。思

いますが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだんだ

うなり手が少くなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

仕組みを現在始めたところでございます。

それから、平成十八年度からはモデル庁という

ものを設けまして、公募制というようなことを考

えております。この保護司の適任者の確保の問題

も、大都市の場合と、何とありますか、田舎と

いつはあれでそれども、地方の場合とでは相

当実情も違うようでございますので、各地域地域

の実情に応じて適任者の確保に努めてまいりたい

と思っております。

○谷川秀善君 まあ、別に保護司になる人が収入

を得ようとは私は思つてないとは思います。思

いますが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだ

うなり手が少くなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

仕組みを現在始めたところでございます。

それから、平成十八年度からはモデル庁という

ものを設けまして、公募制というようなことを考

えております。この保護司の適任者の確保の問題

も、大都市の場合と、何とありますか、田舎と

いつはあれでそれども、地方の場合とでは相

当実情も違うようでございますので、各地域地域

の実情に応じて適任者の確保に努めてまいりたい

と思っております。

○谷川秀善君 まあ、別に保護司になる人が収入

を得ようとは私は思つてないとは思います。思

いますが、それにしても皆持ち出しちたいな格好

は保護司の数が定数だけでも五万人、大変な数で

すから、これはいろいろな幾らか手当を出すと

いうことになるところはしつか

り、やつぱり報いるものは報いるということでな

いと、これから私は成り立つていかないと想いま

すよ、正直言うて。本当にだんだんだ

うなり手が少くなつてきているわけですか

ら。

だから、公募制というのも、これも私は非常に、

一大キャンペーんやりになつたらどうかと思いま

す。公募したって私初めて聞きました。全然ボ

スターも見たこともないし、そういうPRをして

いるという状況、うかつかどうか分かりません

が、接しておりますので、どこで公募している

のか。大体、公募の仕方も、それは大臣ね、非常

な方を保護司さんになつていただくと、こういう

動はやっぱりPRをしていただいて、知らない人が多いんではないかと。やっぱり最近の若者も非常にいろんな社会現象に関心を持つておりますから、そういう人たちにやっぱり再度PRをして、しつかり、青少年たくさんおるわけですから、そういう人たちの、何といいますか、相談相手になりますとかいろいろなことをやる団体ですので、この活動をしつかり加速させていただければなというふうに思います。

とおり、國民が期待している再犯防止機能を十分に發揮していないんじゃないかという、そういう面もあることも事実であると思います。

今、有識者会議でも御検討願っておりますし、三ツ林政務官の再犯防止プロジェクトチームでも議論をいただいております。保護観察からの離脱などを許さない、処遇の充実強化を図る、就労支援を強化する、こういったところが特に重要であると思つております。既に所在不明者の調査の充実などの緊急対策を講じておるところでござりますが、先ほど申しましたように、有識者会議の議論とか三ツ林チームの検討結果を踏まえまして、保護観察制度全般を見直して、より実効性のあるものにしてまいりたいといふうに考えておりま

○国務大臣(杉浦正健君) 先生御指摘のとおり、保護觀察対象者による重大再犯事件が相次いで発生したことにつきましては、誠に遺憾に思つております。

○國務大臣(杉浦正健君) 先生御指摘のとおり、保護觀察対象者による重大再犯事件が相次いで発生したことにつきましては、誠に遺憾に思つております。

更生保護制度、官と民の協力の下で再犯を防止する、そして安全、安心社会を確保するという有用な制度ではございますが、社会情勢も変化してまいりましたし、更生改善を図ることが困難な対象者も増えてまいっておりますし、先生御指摘の

保護觀察数少ないですね、千人足らずの保護觀察官と、いわゆる主体を成している五万人をこの、近い保護司さんで保護觀察制度というものを、日本の保護觀察制度を運用していただきたいのですが、なぜか手が回らないでござりますので、なかなか手が回らないという部分もあるのかも分かりませんが、この両者、官民で両者が相まって保護觀察を進めていていただいているわけでござりますので、是非この保護觀察制度がしっかりと機能するように、大臣、どういうふうに運営をしていけばいいかとうふうにお考えでしようか、お伺いをいたしたいと思います。

それで 犯罪者予防更生法の一語を改正するが
律案でございますが、これはいわゆる仮釈放をど
うするかと決めるいわゆる地方更生保護委員会の
委員を増員をするという法案でございますが、犯
罪がどんどんどんどん増える傾向にござります。
同時に、刑務所もどんどん満杯になつておるよう
でございますので、そういう意味では、更生が十
分うまくいけば、できるだけ、要件に合えば仮釈
放をして社会に出てもらつて、また社会人として
働いてもらうというのは私は非常にいいことだだ
うと思いますが、どうもそれがうまく機能してい
るかどうか。

この仮釈放を受けた人がまた犯罪に走るとい
うのが相当また増えてきておりますので、そういう
意味では、非常にこの仮釈放を審査する更生保護
委員会の委員さんというのはこれからますます私
は役割は重要になつてくるのではないかというふ
うに思います。が、そういう意味では、この仮釈放
の申請受理件数も最近増加しているのではないか
なと思いますが、最近の仮釈放申請受理件数はど
ういう状況になつておるのでしようか、お伺いを
いたしました。

○政府参考人(麻生光洋君) 地方更生保護委員会が受理しております仮釈放申請事件の最近の十年間を見ますと、平成七年は一万六千八百三十件でございました。その五年後の平成十二年は二万百二十件でございました。平成十六年ではこれが二万四千三百三十一件となりまして、この十年間で約四三%の増加になつております。

○谷川秀善君 これは少年院の数字も入つてゐるんですか。これは別ですか。仮退院といふのは入つてないんでしようか、どうでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) ただいまの数字は刑務所からの仮出獄の申請の件数でございますので、少年院からの仮退院の申請件数は入つておりません。

○谷川秀善君 入つてない。

○政府参考人(麻生光洋君) 入つております。

○谷川秀善君 これも相当あるんですね、いわゆる少年院の仮退院といいますか、これも大体五千五百六十件、これは平成十六年であるようですね。だから、これも審査するわけですね。そうすると、審査件数は相当な数になろううと思いますが、余り機械的には判断できないんだろうと。されど地方によつていろいろ異なつているのではないかと思いますが、大体私の調べたところでは、件数からいうと、近畿と関東、これで大体半数、約半数ぐらいあるのではないかというふうに思ひますが、これは大体受理して実際結果が出るまではどれぐらいの日数が審査のために必要なんでしょうか。

○政府参考人(麻生光洋君) 申請から決定までに要する期間につきましては、事案により異なりますけれども、短い場合で一月以内、長い場合で一年を超えることもあります。平成十六年におきまして終結いたしました受刑者の仮釈放審理事件のうち、約八割は仮釈放申請によって審理を開始した後三ヶ月以内に審理を終結いたしておりました。

それから、先ほどちよつと私が間違つたことを申しましたので、訂正させていただきます。

先ほどの仮釈放の件数でございますが、これは少年院からの仮退院の数を含んでおる数字でございますので、訂正させていただきます。

○谷川秀善君 この仮釈放は、これは条件が付いておりますね。刑法二十八条では、有期刑では刑期の三分の一、無期刑では十年を経過した受刑者が対象となると、こうなつておるわけですが、大体この無期刑で十年、これは高齢化して、まあこれは刑法の問題だらうと思いますが、高齢化してきますから、十年を経過してもその先相当あるのではないかなどというふうに思います。だから私は、この仮釈放の条件が、これは将来の刑法の問題だらうと思いますけれどもちよつと甘い、甘いというか、条件が甘いではないかと、全般的に私そう思つているんでしようけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(麻生光洋君) 法律上の要件といたしましては、委員御指摘のとおり、有期刑については三分の一、無期刑については十年を経過すれば仮釈放を許すことができる、こうなつておるわけでございますけれども、運用の実情を見てみますと、有期刑の者につきましては、例えば平成七年を見てみると、刑期の九〇%ないし九四%を執行を終えている者が最も多く、それから次いで八五%ないし八九%であつた者が二番目になつております。それから平成十六年について見ますと、執行済みの刑期が八五%ないし八九%であつた者が最も多く、次が八〇%ないし八四%であつた者となつております。また、無期刑についてこれを見ますと、平均受刑在所期間は平成十二年の場合は二十一年と二か月、平成十六年が二十五年と十か月となつております。また、法律上の刑期の三分の一であるいは十年というよりは相当長くなつているのが実情でございます。

○谷川秀善君 実際の運用は今局長がおつしやつたように相当刑期が進んでいると、もう九〇%近く刑を終えているということだらうと、無期刑についても相当年数がたつてているということだらうと思うんですが、刑務所も満員やから、できるだ

けいいのは出てもううてということは別にないだらうと思いますが、実際はこれは、いわゆるあれですか、その一番眼目は私はやっぱり再犯のおそれがないことだらうと思うんですね、一番の審査する眼目は。ところが、刑務所へ入っていますと、特にという人以外は大体、何といいますか、矯正効果というのはある程度、その間は私はある程度出るんじゃないかというふうに思いますから、大体九〇%ぐらい刑期を修めると、大体ほとんどの人と言つたら語弊がござりますが、仮釈放になるのではないかなと思いますけれども、大体申請を出した該当者が仮釈放になるのは何%ぐらいなんでしょうか。

○政府参考人(麻生光洋君) 約九七%強であると承知しております。

○谷川秀善君 やつぱりそうですね、大体申請が出ればよっぽどのことのない限り大体仮釈放の許可が下りるということですね。ところが、それが大体、最近非常にその再犯率がといいますか、その仮釈放の人が罪を犯す率が非常に高い。再犯率は最近どれぐらい、仮釈放の人で再犯率はどうぞくらいになつてゐるんでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 保護局では、保護観察の期間中にその者が何らかの犯罪を犯して刑を受けたとか処分を受けたと、こういうものを把握しております。それを再処分率と呼んでおりますけれども、これは約一・一%でござります。

○谷川秀善君 そうすると、余り再犯率は高くなっています、これ一・一%ということは。これはあれですか、いわゆる、仮出所しますね、仮出所すると、その保護観察をいつまで付けるといふのは決めるわけですか、仮出所のときには刑期、例えば九〇%刑期が終えたと、それであつては刑期、例えば十年なら九年で出れば一年分を保護観察といふか観察をすると、こういう制度になつてゐるんでしょうか、いかがでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 仮出獄の場合は、残りの刑期が保護観察の期間となります。有期刑の

場合、平均いたしますと約五・三か月ぐらいでございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、保護局では、保護観察の対象期間中しかその者の動向を把握できませんので、その間に犯罪を犯して裁判を受けたり、あるいは何らかの処分を受けた場合の率が一・一%であるというふうに申し上げたわけでございます。その後、犯して刑務所に再び戻つていく方も相当おります。

ですから、執行猶予者の場合はその執行猶予の期間が大体三年ないし五年ぐらいと長うございます。したがいまして、執行猶予者について見ますと、その間に再犯を犯して処分を受ける者の割合は相当高くなりまして、たしか三割は超えていたというふうに思います。

○谷川秀善君 だから、むしろあれですね、いわゆる仮出獄にしても執行猶予者にしても、だからその期間は割に、何といいますか、再犯をしないと、しないと言つたら語弊ございますが、再犯率はそんな上がらない。それ終わつてから、まあ多分そうでしようね、せつかく仮出獄したんですけど、その間にまた犯罪を犯したらもうまた逆戻りだということで、ある程度自制が私は利いておるし、そして保護司さんなり保護観察所なりの役目もある程度果たせているというふうに思いますけれども、この後が問題。そうすると、大体、更生保護委員会で審査をするときに、一番大事な再犯のおそれがないというところの判断がこれは非常にまた難しいと思いますね。そして、結果的に見ますと、今おつしやつたように、それ以後の再犯率といふのは非常に、非常にというか、その期間の間

よりは非常に高いと。これはやつぱり社会にも原因があるんでしょうが、いろいろな条件も加味されてそういう再犯率が上がるのではないかなどいうふうに思いますが、この更生保護委員会で審査をされる場合に、再犯のおそれがないというのはどういう点で判断をされるんでしょうか。それと同時に、まあ反省だとかいろいろあると思いますけれども、一番の眼目は再犯のおそれでしようから、その点はどういう、何か科学的知見でそれをおやりになりますか、いかがでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 仮釈放の許可の基準につきましては、刑法の規定で「改悛の状があるとき」というふうに定められておるわけでござりますけれども、それを受けまして、仮釈放規則と通常呼んでおりますけれども、規則で四つの要件を定めております。その中に再犯のおそれがないことというのがあるわけでございまして、これが委員御指摘のとおり大変難しい要件であると考えております。

現在、委員会におきましては、受刑者本人の人格、それから受刑中の行状、それから受刑前の生活方法などの関係事項を調査いたします。それを踏まえまして本人に面接をいたしまして、そのとき、どういうことを話するのか、あるいははどういう態度を取つていてるのかと、そういうようなことから総合的に今判断をしているということをございます。

それから、特に犯罪の動機とか態様が特異であるなど、再犯のおそれについて特に慎重に見極めが必要がある事件もござります。これらにつきましては、同じ委員が何回か会つたり、あるいは別の委員が会つたりするようなこともございますが、むしろですね。それから後が問題。そうすると、大体、更生保護委員会で審査をするときに、一番大事な再犯のおそれがないというところの判断がこれは非常にまた難しいと思いますね。そして、結果的に見ますと、今おつしやつたように、それ以後の再犯率といふのがどうございました。

最後に、大臣の更生保護に対する決意といいますか、お考えをお伺いして、私の質問を終わらせたいと思います。

○國務大臣(杉浦正健君) 先生の御指摘、重く受け止めさせていただきました。

いませんので、今後ともこの再犯のおそれという要件については、委員の判断能力をどうしたら向上できるかという点について一層研究を進めてまいりたいと思っております。

○谷川秀善君 是非、今局長がおつしやつたように、何といいますか、心理学の専門家にもいろいろ立ち会つていただいて判断をしていただきたい。

この有識者会議の設置そのものは、保護観察対象者による重大再犯事件が相次いだことを契機として保護観察の実効性について国民から厳しい目が向けられたということから、昨年の七月、様々な分野の有識者から構成される会議を立ち上げたわけでございます。昨年七月二十日の第一回会議以降これまで十一回開催しておりますが、昨年十二月には中間報告をちょうどしました。先生方ももう既にお読みいただいていると思います。

この中間報告につきましては、全保護司に配付すると同時に、パブリックコメントを約一か月間に付しまして、国民の意見を聴く機会も設けました。現在はそれを基にして御検討いただいておりまして、本年五月に最終報告を提言をいたしました。現在はそれを基にして御検討いただいております。一方、三ツ林政務官を長とする再犯防止PTTの方も頻繁に検討を進めています。先生御指摘の、刑の執行を終えた者、満期で出所した後の人たち、少年院を退院した後の人たち、現状では国として法的根拠を持つて手が伸ばせない状態があるわけでございまして、そこからそういう人たちが再犯を犯さないようにするにはどうしたらいいか、今真剣に検討をいたしておりますとございます。

先ほど説明がございましたが、五年以内の再入率は、刑務所で三〇%とかいうんですが、五年を超える者になりますともっと多くなります。まあ、いろんな数字がございまして、データベースをきつとしようということで、これはこれで検討しておりますが、おむね刑務所出所者の場合は再犯率が約五割、少年院の場合は再犯率が二割、少年院の場合八割も更生しているということはある意味ではすばらしいことだと思いますが、しかし再犯率がおおむね二割くらいあると。これを減らすためには、国としても地方自治体や民間企業等と協力してやるべきことがあるんじやなからうか。

特に、そういうふうに再犯を犯す人のほとんど、大部分と言つてもいいわけですが、出獄後職

後職を得た人たちの再犯率というのは極めて低いという事実がございますので、むしろその仕事をつくり出すと、そういうことが大事だろうと。こんな分野の協力も要りますし、地方自治体の協力も要りますが、そういう面で協力してまいりたいと、再犯防止プロジェクトチームで検討を進めておるところでございます。

○前川清成君 民主党の前川清成でございます。先ほど来日ごろ敬愛する谷川先生の御質問を、私と同じ問題意識を持ってお尋ねいただいております。私は、私と同様に、国民の安全と安心を守ることこそ今政治に課せられた最も大きな課題だと私も信じています。

その点で、大臣、今、谷川委員の御質問に答えて、ある事情あるいは経緯等を御答弁いただきたいと思います。大臣自身のお言葉で国民に向かっておつしやっています。

○國務大臣(杉浦正健君) 先生御指摘のとおり、國民の安心と安全を守ること、國の責務は國民の生命、財産を守ることが基本でございます。我が國社会は法の支配に基づく、法の支配が貫徹していいる社会でございますので、法務省の果たす役割は非常に大きゅうございます。課題は多々ございまますけれども、五万一千職員とともに全力を挙げて当たつてまいりたいと思っています。

○前川清成君 それで、大臣、本題に入る前に少しある意味ではすばらしいことだと思いますが、

しかし再犯率がおおむね二割くらいあると。これ

を減らすためには、国としても地方自治体や民間

企業等と協力してやるべきことがあるんじやなからうか。

特に、そういうふうに再犯を犯す人のほとん

ど、大部分と言つてもいいわけですが、出獄後職

と、結論をお聞かせいただきたいと思います。

就任時の記者会見で大臣自身はサインをしない

う。まあそういう質問があつたから私なりの考

えを申し上げたわけでございます。文明の進歩と

かそういうものと余り関係は、文明そのものの問

題だと言つてよろしいんじやないかということを

お尋ねしたというふうな弁解をされました。た

だ、はつきり、死刑を執行しないのかどうかにつ

いては翌日の会見でケースによるんだと、こうい

うふうにおっしゃっています。

そこで是非、この機会に大臣の真意を明確にし

ていただきたいと思います。結局、大臣在任中、

死刑執行はなさらないのか、そうじゃないのか、

お願いいたします。

に聞いてみると分からぬ面あります。

う印象は受けました。

○前川清成君 手続のこととか細かなこと

例えば、検察官に検察事務官が付いています

いうようなものを起案するそうです。これについては委員三名がそれぞれ捺印する、そういう書式

件です。

卷之三

臣、気にしていただきなくして結構でございます。

ね、補佐の。この委員の先生方は直接はいないんですね。保護観察官が付いてまして事前調査やる

ところでは思つておりませんので。

んですね。ですけれども、御自分で報告書を打つ

たた 大臣 この白表紙に添付されております
地方更生保護委員会別の仮釈放申請受理件数、委

ておられるんで、事務の補佐は付けた方がいいの
じゃないかなという印象を持ちました。ただ、定員

員一人当たりの事件数という表を見ますと、関東地方更生保護委員会では一年間の仮釈放件数が七千百一件、委員一人当たり五百九十二件と、こういうふうに書かれています。

の問題題がありますし、ともかく業務は、もう仕事に追われて大変な状況だということは先生おつしやるるところよりで、今後検討すべき点はいろいろあると思います。

〔理事谷川秀善君退席 委員長着席〕
三人の合議体で判断するのですから、自分が

ただ、事件はお一人の委員に一二の事件責任を持つて調査するのを任せたわけですね。事前調

直接主査でない事件についても当然内容を知つてなければならないでしよう、当然内容について検討なさってるはずだと思うんです。そういたし

査を保護観察官がやり、家裁の調査官みたいなものです、調査をした詳細な報告に基づいて委員が検討する。全員がそれをやった上で、合議では、

ますと 委員一人当たりの事件数というのは、議体である以上、この五百九十二ではなくて、五百九十二掛ける三である千七百七十六というのが正しいのではないかと私は思っています。するど、千七百七十六件もの事件をこの地方更生保護委員会の先生方が、委員の方々がどうやつて処理をされているのかと。それはもう死に物狂いの努

三人で合議するわけですか。記録をさうとこちらになるというよりも、一人の主任の人が自分の責任でこういうふうに判断したことに対する合議で議論して、それはおかしいじゃないのかという議論を十分やるということですざいますから、件数として三倍持つたということではないと。

力をなさつても物理的に不可能ではないのかな。この地方更生保護委員会の三人の委員が合議で決める、このシステム自体がもう限界に来ているのではないかなど。十二人を十四人にすると、そういう小手先の改革ではなくて、もつと抜本的に見直さなければならぬ時期が来ているのではないかなどと、私はそう思うんですが、大臣いかがでしようか。

わけですから、事件は一人の委員が責任を持つて、事前の準備調査を保護観察官にやらせて、自分が責任を持つて検討するということで、単純に三倍ではないと思つておりますが。

○国務大臣(杉浦正健君) 私は、八管区全部回りまして、八管区の更生保護委員会の方々とも意見交換してまいりました。現場を見てまいりました。今後、検討すべき課題は多々あると思います。

の堪え得る限界を超えた事件数が今地方更生保護委員会にかかるつているのではないか、だから抜本的な見直しが必要ではないかと、こういうふうに申し上げているんです。

大変な業務量です、業務量は。業務量でございまして、よく耐えてやつておられると、正直にそういう印象を持ちました。ただし、使命感を持つて非常に士気が高い、一生懸命やつておられるとい

今、大臣の方から、三名は合議するんで、実際責任を持つて判断するのは一人一件だというお話をありました。

第三部 法務委員会会議録第六号 平成十八年三月三十日 【参議院】

ございませんが、大体そういう運用になつております。

ですから、委員の方々は、ある意味では仮釈放その他長い間やつてきた経験者であり、実務をよく知っている人たちであり、犯罪者の改悛の情なつかも、もういつも対面して話をしているわけで、その役所から来られた人だと行政に携わってよその人よりもその核心については一番適任者ではないかろうかと。法務省でもよその部署から持つてくるわけじゃないんです、保護観察官を長年やつた人の中から適任者を任命するというふうにしております。先生のような御指摘も確かにすることは承知しておりますし、有識者会議でもいろいろ議論されておると聞いております。

例えば一例ですけれども、月曜日に合議やるわけですから、非常勤の外部の方をその合議に参加していただいて御意見を伺うと。例えば、医者とか心理学者とか、そういうこともその中身について適正に判断するという点では適正なのではないかという議論もございます。これは有識者会議とかあるいは三ツ林検討チームで、その辺りいかにしたら適正な仮釈放を行うかということでございましたので、その担保をするためにはどうしたらいかという点は検討されるものと承知をいたしております。

○前川清成君 一つの考え方としては、保護観察官が保護観察的な専門的知識や経験に基づいて事前調査をするのであれば、今度は別の視点で、一般教養といいますか、スペシャリストに対してゼネラリストが審査をする、そういう制度の立て方もあるのではないかと。専門家の間違いを広く教養に基づいて審理すると、そういう立て方もあるのではないかなど思いますので、また御検討をお願いしたいと思います。

それで、私は、大臣の御発言について揚げ足を拾うというような気持ちは全くないんですけど、大臣が肯定的におつしやつた事柄がこの有識者会議の中間報告の中で非常に批判的に書かれています。

ている点がありますので、御指摘を申し上げて、その点の御意見を伺いたいと思います。

今、大臣の方は、地方更生保護委員会の委員が保護観察官から出世してきて、優秀な人が出世したことから、一番大事なその状況を把握するには、よその役所から来た人だと行政に携わってよその人よりもその核心については一番適任者ですかね私は、適正な仮釈放の手続が行われてきておりました。この有識者会議の中間報告の中では、少し読ませていただきますと、仮釈放の審理の実情を見ると、必ずしも明確とは言えない基準の下、職務上の経験と勘に依拠して判断が行われて、詳細な理由も示されていない、実質的な再審査の機会もないから判断過程の透明性を欠き、判断の正当性の担保も十分と言えない、こういふうな大変厳しい指摘があります。

大臣として、この中間報告書の地方更生保護委員会の実態に対する批判をどのように受け止めておられるのか、ここで、この中間報告書が否定している判断の透明性であるとかあるいは判断の正当性の担保、この点についてどのようにお考えになつてお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(杉浦正健君) 中間報告書、承知しております。そういうような御意見が強うございまして、今様々な角度から検討されておるところでございます。その結論を五月ごろ、最終提言ちょうどいいだいするということござりますので、それをちょうどいいだいした上でしっかりと対応措置をとりたいと思つております。

ただ、その現状ですね、現在の委員の在り方、保護観察官の事前調査、そういうものを見ますと、確かにそういう御批判はあり得るんですけども、保護観察官は家庭裁判所でいえば調査官のような役割であつて、あらゆる場面から調査するところ、詳細に調査をして、それは刑務所がこの人を仮釈放したいということを言つてきてから調査するわけですが、その詳細な調査を基にして改めて別の委員が責任を持つて審査し、そして合議でま

べき点はもちろんあるわけですけれども、おおむね私は、適正な仮釈放の手続が行われてきておりました。この有識者会議の中間報告の中では、少しおもよくやつてくださつておると思いまして、だから長い間の職務上の経験とかがあつて、判断ができるんだと、こういうふうにおつしやいましたが、この有識者会議の中間報告の中では、少し読ませていただきますと、仮釈放の審理の実情を見ると、必ずしも明確とは言えない基準の下、職務上の経験と勘に依拠して判断が行われて、詳細な理由も示されていない、実質的な再審査の機会もないから判断過程の透明性を欠き、判断の正当性の担保も十分と言えない、こういふうに御発言になるのは、やはり法務省のトップというお立場になられたゆえの御発言かな。
しかし、この中間報告書の方は、法務省のトップという視点ではなく国民の目から見た視点で書かれていますので、もう一度虚心坦懐にお考へいただけたらと思います。

それで、今回の犯罪者予防更生法の提案理由の中で二つ提案理由を挙げておられます、二つ目は、最近における仮出獄による重大再犯事件を契機として、こういうふうにお書きになつています。これは、先ほど麻生さんがおつしやつていた愛知県の安城市の事件だうと思うんですが、この最近における仮出獄による重大再犯事件を契機として、この日本語にはどのような意味があるのか、どのようないいを込めておられるのか、少し詳しくお答えいただけたらと思っております。

○國務大臣(杉浦正健君) 昨年二月に安城市におきまして、仮釈放中の者が幼児を殺害したという痛ましい通り魔事件がございました。私の選挙区、昔選挙区だったところ、私の自宅のすぐ近くです。大変な衝撃を地域社会に与えました。更生保護施設は豊橋だつたそうなんですが、豊橋、東三河の方でも、もう全国的に衝撃的だつたんですけども、富雄北小学校で小学生一年生の女の子が殺されてしまうという事件があつて、それからおよそ二、三ヶ月後にこの事件が起きましたので、私は当時、予算委員会で南野法務大臣にもお尋ねをしたかと思います。

それで、要するに、今大臣がおつしやつていただきましたけれども、この今回の十四名にするという御提案ですが、提案理由書に沿つて申し上げれば、一つは、近年、受刑者数の急増を背景にして仮釈放事件が増加していると、その結果、委員の負担も過重になつていて、平たく言えば忙しくて困る。こういうことと、二番目には、安城市の氏家事件を再び起こしてはいけないんだと、青

て、仮釈放の審理を適正に行なぎやいかぬ。仮釈放審理件数は年々増えているし、事案の内容も複雑困難化しているけれども、しかし適正にやらなきやいかぬということはもう当然のことありますから、法務省としても検討を始めようということで、ややちよつと遅れたわけですが、七月に有識者会議を開いて、この問題も含めて更生保護の在り方全体を見直そうということで、立派な先生方にお願いをして有識者会議を立ち上げた次第でございます。

今回お願いしている、委員の人数を二名増員することと、私がもともと検討を始めたときには、関東二名、大阪一名、近畿一名増員するわけですが、これによつて委員お一人の件数が軽減されると、増えた分だけですね、ことは間違いございませんので、仮釈放審理体制の充実に資するんじやないかというふうなことでお願いしておりますわけありますが、この改正もこの事件を契機として対策の一環としてお願いしようということになつたわけであります。

○前川清成君 私もあの安城市の事件は大変衝撃を受けました。ちょうどあの三か月ほど前に、私も荒井先生は奈良県選挙区から来ているんですけども、富雄北小学校で小学校一年生の女の子が殺されてしまうという事件があつて、それからおよそ二、三ヶ月後にこの事件が起きましたので、私は当時、予算委員会で南野法務大臣にもお尋ねをしたかと思います。

それで、要するに、今大臣がおつしやつていただきましたけれども、この今回の十四名にするという御提案ですが、提案理由書に沿つて申し上げれば、一つは、近年、受刑者数の急増を背景にして仮釈放事件が増加していると、その結果、委員の負担も過重になつていて、平たく言えば忙しくて困る。こういうことと、二番目には、安城市の氏家事件を再び起こしてはいけないんだと、青

山翔馬君の悲劇を再び繰り返してはいけないんだと、この二つが今回の御提案の理由ではないかと、私はそう思つています。また、今の大臣の御説明もそうではないかと理解をさせていただきま

す。刑務官が、氏家容疑者は精神科医の診断を受けさせる必要があると、こういうふうに思い付かなかつたのかと。あるいは、思い付いたんだけれども、今の刑務所としては容易に精神科医の診断を受けさせることができないのか。むしろその点に検討すべき課題があるのでないかと私は思つています。その点いかがでしよう。

○国務大臣(杉浦正健君) 様々な面があると思うます。十分に御意見も踏まえて検討していきたいと思つております。そこは三ツ林チームの課題でもあると思います。

○前川清成君 通告していないので誠に恐縮なんですが、三ツ林政務官、先ほどから何回も何回もお名前が出ております。その刑務所の、今私が申し上げた刑務所の問題ですね、特に、この氏家事件を再び起こさないということで刑務所の在り方、この点も今政務官のところの検討課題に入っているのか入っていないのか、その点だけで結構ですが、お答えいただけますでしょうか。

○大臣政務官(三ツ林隆志君) 私が担当しておりますのは主に再犯防止をいかに進めていくかということを幅広く検討するというふうなことが中心となつております。その中には、やはりその中の精神的な問題等に関しての検討というのも含まれて進めているというふうに思つております。

○前川清成君 是非、この氏家事件について詳細に検討をお願いしたいと思います。

更生委員たちの、地方更生委員の三人のミスだつたのかと、保護観察官の見直しだつたのかと、あるいは刑務所が悪かつたのか。翔馬君の無念さ、あるいは御遺族の感情、これだけの問題ではなくて、再び同じ事件を起こさないんだ。奈良の富雄北小学校の事件、そしてこの安城市の事件、その後、栃木県でも下校途中に小学校一年生の女の子が殺されてしましました。また、広島ではなく、再び同じ事件を起こさないんだ。奈良の富雄北小学校の事件、そしてこの安城市の事件、その女の子が殺されました。また、今朝の新聞によりますと、川崎市でマンションの上の方

から男の子が投げ落とされたのではないかなど、こんなふうな報道もありました。子供たちが被害者になつてしまつ、そんな事件が相次いでいます。この悲劇を繰り返さないためにも、是非この安城市的事件は詳細に御検討をお願いしたいと思います。

それで、次の質問に移りたいんですが、昨年、

○前川清成君 この処遇困難者ですが、満期になるとどうなるのか、お尋ねいたします。

○副大臣(河野太郎君) 刑期が満了すれば、本人の帰住環境の調整状況のいかんにかかわらず刑務所から釈放せざるを得ません。刑務所からの満期釈放者で適当な引受人がない場合でございますが、更生緊急保護制度の枠組みでの対応のみとなつております。

○前川清成君 要するに、刑務官でさえ対応できない。朝から晩まで一室に閉じ込められて、わあわあわあ言うてはる。私たちから見たら非常

に怖い、いつ殴り掛かられるかも分らない、場合によつては命を奪われるかも知れない、そういう処遇困難者が九百八十六名、あるいは千百五十名もいらっしゃる。

○副大臣(河野太郎君) 処遇困難者の確たる定義があるわけではございませんが、例えば、精神疾患によって集団処遇になじまない、そして刑務所の規則を守らざることができない、あるいは困難、そうしたことで刑務官の職員にかなりの負担がかかる、あるいは協力雇用主が協力をして、職を探したりしなかしておりまして、全受刑者、出所者の四分の一ぐらいが利用しているようなんですが、そういう制度しかございません。それも、一定の時間が来るともう手を放さざるを得ない。

その中には、例えば性犯罪ですとか麻薬犯罪者などが多いわけでございます。

○副大臣(河野太郎君) 処遇困難者の確たる定義が、この人たちに対する何らかの法的な対応、法律の制定も含めて政策が必要ではないのかなど、こう思いますが、大臣、いかがでしょう。

○國務大臣(杉浦正健君) 先生のおっしゃるとおりでございます。更生保護法人が満期出所者を一時滞留するのに、全国で百一か所あります。これが本人が希望した場合のみでございまして、しかも、期間も六か月まで、延長しても一年という限られた期間しか預かれない。その間、保護司さんですか女性会ですか、それからBBSといつた人たちが、あるいは協力雇用主が協力をして、職を探したりなんかしておりまして、全受刑者、出所者の四分の一ぐらいが利用しているようなんですが、そういう制度しかございません。それも、一定の時間が来るともう手を放さざるを得ない。

○國務大臣(杉浦正健君) 社会から隔離するということですね。三ツ林主査を長とするチームでは、諸外国でそういうことをやつている例があるかどうかかも含めて調査もし、検討してもらうことになります。こうなりますと、一種の保険処分と申しますか、何といいますか、全く新しい立法が要ることになると思いますですが、検討はするつもりでおります。

成十六年の出所受刑者総数が二万九千五百三十三人でございますので、総数に対して約三・九%になつております。

○前川清成君 この処遇困難者ですが、満期になるとどうなるのか、お尋ねいたします。

○副大臣(河野太郎君) 刑期が満了すれば、本人の帰住環境の調整状況のいかんにかかわらず刑務所から釈放せざるを得ません。刑務所からの満期釈放者で適当な引受人がない場合でございますが、更生緊急保護制度の枠組みでの対応のみとなつております。

○前川清成君 要するに、刑務官でさえ対応できない。朝から晩まで一室に閉じ込められて、わあわあわあ言うてはる。私たちから見たら非常

に怖い、いつ殴り掛けられるかも分らない、場合によつては命を奪われるかも知れない、そういう処遇困難者が九百八十六名、あるいは千百五十名もいらっしゃる。

○副大臣(河野太郎君) 処遇困難者の確たる定義があるわけではございませんが、例えば、精神疾患によって集団処遇になじまない、そして刑務所の規則を守らざることができない、あるいは困難、そうしたことで刑務官の職員にかなりの負担がかかる、あるいは協力雇用主が協力をして、職を探したりしなかしておりまして、全受刑者、出所者の四分の一ぐらいが利用しているようなんですが、そういう制度しかございません。それも、一定の時間が来るともう手を放さざるを得ない。

○國務大臣(杉浦正健君) 処遇困難者の確たる定義があるわけではございませんが、精神疾患によって集団処遇になじまない、そして刑務所の規則を守らざることができない、あるいは困難、そうしたことで刑務官の職員にかなりの負担がかかる、あるいは協力雇用主が協力をして、職を探したりしなかしておりまして、全受刑者、出所者の四分の一ぐらいが利用しているようなんですが、そういう制度しかございません。それも、一定の時間が来るともう手を放さざるを得ない。

さらに一步進んで、保護司さん、保護処分、保護観察処分を満期後も一定期間掛ける、これには判決が要りますから、刑のほかに保護処分ということで、一種の保安処分になります。自由を奪うことになりますから法改正が必要になりますけれども、そういう立法論も考えたらどうだという御意見もございまして、先ほど申し上げましたが、国が地方自治体と協力して職をつくるということです。もう戻つてくるのを防ぐということと併せて、そういう立派な立法問題も視野に入れた検討も三ツ林チームでお願いすることに相なつております。

○前川清成君 大臣、私、ちょっととここ区別して是非御理解いただきたいんですが、刑務所から出来ましたと、でも仕事がない、だからまた犯罪を犯してしまつたと。そういう方は、例えば人を殺してはいけないとか他人の物を取つてはいけないと

いう社会のルールを理解できますよね。理解できることで、その人たちに対する対応と、朝から晩までわあわあわあ言うてはる、言葉は悪いですけれども、社会のルールを理解できないであろう人たち、精神疾患等によつて社会のルールが理解できなくなつた人たち、もちろん人権も十分尊重しながらでも預かれない。その間、保護司さんですが、利害関係を守る、そのための新法も含めた新しい制度、新しい枠組みが必要ではないかなと、こういうふうに申し上げているんですね。いかがでしょう。

○國務大臣(杉浦正健君) 社会から隔離するといふことですね。三ツ林主査を長とするチームでは、諸外国でそういうことをやつている例がある

○前川清成君 隔離まではいかずとも、少なくとも治療あるいは保護、そういうものが必要では

ないかなと私はそう思っています。
それで、仮出獄の要件について保護観察に絡んでお尋ねしたいんですが、仮出獄が認められるのは、先ほども申し上げましたが、刑法二十八条规定の改悛の状あるとき。すなはち再犯のおそれがないときですが、氏家容疑者でさえ再犯のおそれがないと、こういうふうに判断されて、仮出獄が許されました。ところが、仮出獄が許されない者が、これがいます。

先ほど、ちよつとうる覚えですけれども、半々ぐらいいだというふうに麻生さんお答えになつて、いたんじやないかなと思うんですけれども、この仮出獄が許されなかつた、だから満期で釈放された者というのは、更生施設等で、刑務所等で再犯のおそれがないというふうには認められなかつた者ですから、仮出獄が認められた者に比べてより更生が困難ではないかなと、こう思います。ところが、仮出獄が認められた者に対する保護観察は付されません。この点、実は制度としてアンバランスになつているのではないかなど。私はこれは南野大臣にもお尋ねしたことがあります。杉浦大臣におかれましては、この点、どう考えておられるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(杉浦正健君) 刑期満了後の人に対して義務を課するということは自由を奪うことになりますから、これについては、もし行うとすれば、立法措置をとつてやらなきゃいけない。慎重の上にも慎重に検討する必要があると思いますが、私ども三ツ林主査のチームでは、その問題も含めて検討していただくということに相なつております。

ら、これまでの刑法の理論とは違つたまた新しい考え方も必要だと思うんですけれども。ただ、本人のためにも、本人の立ち直りをサポートする、と、そんなような視点も含めて何らかの新しい工夫が考えられないかなと、私はそんなふうに思つておりますので、また是非、三ツ林先生のチーフで御検討いただくようにお願い申し上げます。

それで、執行猶予者保護観察法についてお尋ねをいたしたいと思います。

この執行猶予者保護観察法の提案理由の中に、は、保護観察付執行猶予者の所在の把握が十分とは言えない状況にありますと、こういうふうに書かれています。また、有識者会議の中間報告の中にも、少し読ませていただきますと、「保護観察対象者の中で、改善更生の可能性が低く、重大な再犯に及ぶ危険性が最も高いのは、保護観察を離脱して所在不明になつた者である」と、こういうふうに書かれていました。

現に、執行猶予者ではありませんが、氏家容疑者についても、一月二十七日に出所し、一月三十日にはいなくなつたと。そして二月四日には犯行に及んでいます。やはり所在不明者については危険性が高いのではないかなど、こういうふうに思われますが、今回の改正、この執行猶予者保護観察法の改正において、この所在不明者に対してはどのような対応がなされるのか、お伺いいたします。

○副大臣(河野太郎君) 今回の改正によりまして、保護観察付執行猶予者につきましては、短期間の旅行をする場合についても所在の把握が可能になると期待されております。また、本人の改善更生を妨げるような環境への転居あるいは旅行を未然に防止することも可能となります。本人の生活実態の把握とそれに応じた指導をより適切に行なうことができると考えておりますので、結果として所在不明となる者が減少することを期待しております。

以上の旅行について許可制にしたからといって、本当に所在不明者がいなくなる、少なくなるのか。所在不明者についてだれが探しにいくのか。どのように把握するのか。悪いですけれども、例えば人を殺してはいけないとか人の物を取つてはいけない、そのルールが守れずに刑事の判決を受けた、その人たちが七日間の旅行については届出しなさいというルールを守れるのか。余りにも観念的ではないかと。

○所在不明者について犯罪を犯す危険が高いと、こういうふうに判断するのであれば、その真正面から向けた対応が必要ではないかと私は考えますが、副大臣、いかがですか。

○副大臣(河野太郎君) 今度の改正によりまして、許可を得ずに例えは旅行に行つたような場合は、遵守事項違反に該当することになります。その情状が重い場合には、保護観察所の長が執行猶予の言渡しを検察官に申し出ることになります。それまでの、これまでにない、こういうことをやると執行猶予が取り消されるよという心理的な抑止力が働くと思っておりますし、この十二月から一月にかけまして、警察の協力をいただきまして、所在不明になつておりました者の調査を行いました。二か月間で警察からの連絡により九十八名の所在が明らかになつております。こうしたルールの改正をして、執行猶予の取消しつつながる違反だよということになるということを、そして警察の協力を得て九十八名の所在が判明しているという事実がございますので、心理的な抑止力として力があるのではないかと思っております。

○前川清成君 河野大臣は安上がりの方法でということで抑止力を選択されたのかもしませんし、九十八名という実績を今強調なさいました。九十八名が、所在不明者が見付かったということが、そもそも所在不明者が何人いるか、副大臣、認識しておられるでしょうか。

○副大臣(河野太郎君) 済みません。平成十八年

者の所在不明者が八百八十一名、合計千四百二十二名でございます。

○前川清成君 中間報告ではもう少し人数が増える
ていまして、そのまま読みますと、現状において
約六万人の保護観察対象者のうち、所在不明に
なっている者は成人のみでも千五百人、少年も含
めたら二千人と、こういうふうに書かれていま
す。二千人のうちで九十八人が見付かったとい
うことですから、余り大きな効果を上げているとい
うふうには言えないんじやないかと私は思いま
す。

だから、結局、この執行猶予者保護観察法にしても、犯罪者予防更生法にしても、何か役所の言い訳づくりのための、安城市的事件が起きました。それについて何やってんねんと。あるいは監禁児の事件が起きました。それについてどういう対策取つたんやと。それに対して、言い訳づくりのよう安上がりの改正が二件出てきたのかななど、そんなイメージがねぐえないんです。やっぱりその点、副大臣、いかがですか。

○國務大臣(杉浦正健君) 警察との協力関係ですが、これ私官邸におつたので見聞きしておつたわけですが、あの事件の直後、行方不明者が多いということが問題になりまして、これは總理直々の指示で、省庁の垣根を越えて探せと。警察も事件が多いし大変だろうけれども、これも大事なんだから、保護観察所はそんな手足がないんだから警察がやるべきだという強い指示で協議が始まりまして、年末から具体的に実行できるようになつたものでござります。

この保護観察付執行猶予者に対する法改正も穴が空いていたところをふさいだわけでして、これもし特別遵守事項に反すればもう執行猶予取消し実刑に服するように手続が取られたと思いますが、まだ見付かっていない千人を超える人たちに

者の所在不明者が八百八十一名、合計千四百二十四名でございます。

そういう意味での、何といいますか、政府を挙げて措置をとり出したという意味で、抑止力として働くということも期待しておるわけでござります。

○前川清成君 今回、七日間以上の旅行については保護観察所長の許可を要すると、こういうふうになりましたが、保護観察所の人員でありますとか体制でありますとか予算からして、この七日間以上の旅行についてすべて許可を与える、そういう判断をする、そのことが物理的に可能なんでしょうか。

○国務大臣(杉浦正健君) 法律でお決めいただければ、もうやらなければなりません。可能かどうかは別にして、ともかくやる責務を負うわけでございます。

○前川清成君 先ほども、地方更生保護委員会のときにも申し上げました、一生懸命やるんだけれども人間の能力を超えててしまう。それだったら、もうただ単に書類が目の前を素通りしていくだけ、それではどうなのかな、こんなふうに私は思つて、今の質問をさせていただきました。また、今回の御提案によりますと、五条の二項によつて特別遵守事項の決定に当たつては裁判所に意見照会をするというふうになつています。まず、法務大臣の方に、どうして裁判所に意見照会をするのかといふことと、最高裁の方に、すべての事件について意見照会を受けてそれに回答することが可能なのか、裁判官の執務体制や裁判官の人数からして可能なのかどうか。この二点をお伺いいたします。

○副大臣(河野太郎君) 保護観察付執行猶予者に対する特別遵守事項を定めるような法改正をし、いただきますと、特別遵守事項違反を理由として執行猶予の取消しを求めることが可能になります。これが決められると、執行猶予とした裁判所の判断を覆すことになりますので、特別遵守事項の設定を保護観察所の長だけの判断で行うことは相当ではないと思われます。しかしながら、特別遵守事項は保護観察における

直連の責任を負うこととなる保護観察所長の、長がこれを定めることとした上で、これを定めるに当たつては裁判所の意見を聴くことが妥当である、そういうふうに考えられた結果、このような議員立法になつたと考えます。

○最高裁判所長官代理者(大谷直人君) まず、執行猶予が言い渡された事案のうち、保護観察に付されるというのはその大体一割弱という事件でございますので、事件数の面から見て特段問題があるということはないと承知しております。

それから、体制のことをもう少し一般的に申し上げますと、裁判所がその保護観察の言渡しをする場合には、証拠調べの結果に基づきまして、被

告人の改善更生のために保護観察所からどういつた面での適切な指導を受けることが必要かという点について具体的に検討した上で刑を現在言い渡している実情にござります。そして、特に遵守しなければならないと考えられる事項、例えば暴力団とは縁を切ること、こういった事項を法廷において被告人に説示すると同時に、その説示内容を保護観察所に伝えるという運用をこれまで行ってきたところであります。

また、我が御提案によりますと、裁判所には、そういったこれまでの運用を踏まえまして特別遵守事項に関する意見を述べいくことになります。法務大臣の方に、特別遵守事項に関する意見を述べたところであります。

○前川清成君 先ほど保護観察官の人数というの実働は六百三十人だといふようなお話をあります。が、あちらこちらにいらっしゃる方もあるので、私も弁護士のころは百件ぐらい常時事件を処理していました。これに対し、中間報告書にあるんですが、保護観察官が対応する仮出獄の申請受理件数が一万八千幾ら、保護観察の対象事件が六万八千幾ら、環境調整事件が五万二千幾ら、合計で十三万九千七百七十六人になります。そういたしますと、アバウトで一人の保護観察官がおよそ二百人の対象者を指導監督しているということになります。そういうやり方になつているのではないかと。

先ほどの議論にも似通つてくるんですが、一人の保護観察官が二百人の例えれば執行猶予者でありますとか仮出獄してきた人たち、そんな人たちを指導監督することができるのかどうか、これをお伺いしたい。

同時に、ちょっと時間がなくなつてきましたので、併せてお尋ねいたしますが、そもそも保護観察官というのははどういう仕事なのか。この二点、お伺いいたします。

○副大臣(河野太郎君) 二百二十件というのは、一年間に保護観察官一人当たり取り扱う件数が二百二十件でございます。常時取り扱う件数はおよそ百件程度、だらうというふうに推測しております。

○前川清成君 是非、この点についても、また三ツ林政務官のチームで御検討いただくのかもしませんが。——はい、大臣。

○國務大臣(杉浦正健君) 事件は、保護司さんが付きますから、一件についてお一人。ですから、保護観察官の方は百人の保護司さんと連絡取りながら面倒見るということで、我々弁護士みたいに観察官は非常な努力をしているというふうに認識をしております。しかし、それが不可能かといえます。その御指摘は、先生が指摘された御指摘は、必ず不可能ではないんだろうというふうに申し上げたいと思います。

○前川清成君 是非、今申し上げたよう

に従事しております。

○前川清成君 その常時百件が可能かどうかと、私も弁護士のころは百件ぐらい常時事件を処理していましたので、それは仕事の内容というか、にょつては可能なんだろうと思うんですけど、ただ、この中間報告書の中でも、保護観察官は本来果たすべき仕事を果たしてないんじゃないのか、そのように、保護司さんとは別に保護観察官という専門職が付いているわけですから、保護司さんの係長で保護観察官があるわけではありませんので、その保護観察官の専門的な知識あるいは経験等が生かされるような執務体制が整つていなければ、保護観察官という職を置いている意味がないのではないかと、こういうふうに思つていています。それで、中間報告書は、実は保護観察官に対しても大変厳しい指摘があります。

そこで、お伺いしたいんですが、この保護観察官というのは本当に今私たちが当然のように期待

しているような専門的な知識や経験を兼ね備えているのか、有しているのか、この点を伺いたい。

あわせて、保護観察官というのはどのような試験を経て採用されているのか、この点もお伺いしたいと思います。

○副大臣(河野太郎君) 保護観察所の職員につきましては、人事院の行う国家公務員採用試験のうちⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験の合格者の中から採用をしております。その後、一定の経験を積んだ職員の中から保護観察官に補職しております。保護観察官の大多数は人事院が行うⅡ種試験、行政区分の合格者から採用し補職しているのが実情でございます。

また、平成十八年度の実施分からは、行政区分試験の選択科目に人間科学系の選択科目、心理学、教育学、社会学を新たに加えることとなりましたので、こうした分野に素養がある者も合格者リストに載ることになります。

さらに、地域社会において犯罪者処遇に携わる保護観察官につきましては、心理学、社会学、教育学等に基づき保護観察を実施することなどが求められておりますので、こうした更生保護に対する熱意、人間処遇に対する関心、意欲を有する者の採用に努めているところでございます。

○前川清成君 今のお尋ねに御答弁にもあります

たが、要するに、保護観察官というのはその専門、

専用の試験で採用されてきているわけではないということなんですね。

大臣が家庭裁判所の調査官になぞらえて先ほど

來御答弁していただいている。家庭裁判所の調

査官であれば、調査官の試験を受けて採用される、だから試験に合格して裁判所に採用されたら調査官になる。ところが、保護観察官については国家公務員の試験に合格して通つてくるのですから、場合によつては厚生労働省に行くかもしれない防衛省に行くかもしれない法務省に行くかもしれない。しかも、法務省に採用されても、それは登記所に行くかもしれない入国管理局に行くかもしれない保護観察官になるかもしれない

い。専門的な知識や経験が期待されているにもかかわらず、その任用の過程が、採用の過程がそれ

にそぐわないのではないかというふうな私は疑問がありますし、中間報告書も恐らくそんなふうに考えていると思いますので、この点もまた御検討をお願いしたいと思います。

それで、時間があとわずかになつてしまいまして、どうしてもこの点をお伺いしておきたいことがあります。

十八年度から刑務所内で性犯罪者に対する更生プログラムが実施されると、こういうふうに伺っています。この点、何度も申し上げますが、荒井先生や私の選挙区である奈良で大変悲しい事件が起きました。それを契機にこの更生プログラムを作つていたいたと思うんですが、その性犯罪者更生プログラムについては認知行動療法を採用したというふうに報道されています。犯罪者の認知のゆがみを正す、それによって再犯をなくすんだというふうに説明されているんですが、少し分かりにくい。その認知のゆがみだけが犯罪の原因なのか。

認知行動療法について詳細に御説明いただきたいのとともに、時間がなくて恐縮なんですが、併せてリラップスブリベンション技法というのも採用したというふうになつています。この認知行動療法とリラップスブリベンション技法、この点について御説明をいただき、性犯罪者更生プログラムの概要を御説明お願いできませんでしたでしょうか。

○大臣政務官(三ツ林隆志君) お答えいたしま

ことによって問題行動自体を変容、また改善させようとする心理療法の一種であると言われております。

そして、具体的な例を言いますと、小児のわいせつ事犯者には、相手は子供だからどうせすぐには忘れる、若しくは子供がよいと言つたから触つただけで、これは犯罪ではないというふうな認知のゆがみを持つている場合があり、またそのよう

な、事実と異なっていることを本人に理解させ、その上で、そのような考え方を性犯罪を容認し合理化する態度につながり、ひいては性犯罪につながるというふうな事態を低減させていくことを説明

し、本人が主体的に変えていくのを手助けしていくこうというふうな療法であります。

○委員長(弘友和夫君) 午後一時三十分に再開

午後一時三十分開会

○委員長(弘友和夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

休憩前に引き続き、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部

を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を行います。

○木庭健太郎君 今日は、犯罪者予防更生法並びに執行猶予者保護観察法のそれぞれ一部を改正する法律案に対する質疑でございます。

午前中から質疑を続けておるわけですが、改正案が、まず最初の方に、こういう改正案を出す背景と経緯のようなことを整理してお伺いしていきた

いと思いますので、まず受刑者数の推移というのをお聞きしておきたいと思います。

過去十年間、受刑者数がどのように推移しているのかと、また受刑者が増大しているわけですか

れども、その背景はどんなものがあるかというこ

とにについて御説明をいただきたいと思います。

○前川清成君 本当はこの更生プログラムについ

て、落ち込んでいたなどの感情が元にあると。ま

ず、そういうふうなものが事件のきっかけに、影

響しているというふうなことも気づかせ、また、

それに対する早期の本人自身による対応といふ

うなもの、対人スキル等の向上等、そういうふう

なもの自身に付けさせるというふうなことを目的として行われるものと言われております。

○前川清成君 本当はこの更生プログラムについ

て、もうと詳しく述べてお聞かせください。

○政府参考人(小貫芳信君) お答え申し上げま

す。

まず、受刑者数の推移でございますが、既決收容者数は平成八年未には四万五百十五人でありま

したところ、平成十七年末現在では、約二万七千

的な議論をこれからもお願いしたいと思います。

本日は本当にありがとうございました。

○國務大臣(杉浦正健君) 委員長、一点訂正。

先ほど、九十八名発見したものを全部、すべてが取り消したというようないのもいるようですので、後ほど、調査いたしまして正確な数を御報告させていただきます。

○委員長(弘友和夫君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

八百人、六九%増の六万八千三百十九人と大きく増加しております。この増加は、新受刑者数の増加と平均刑期の長期化によるということでござります。この増加の背景事情でございますが、人間関係あるいは社会環境の変化、あるいは社会における規範意識の低下、国際化の影響、経済情勢等々の様々な事情が複雑に絡み合いまして犯罪件数の高水準化と犯罪の質的な悪質化、巧妙化等を招いているというふうに考えているところでござります。

以上です。

○木庭健太郎君 当然、受刑者が増えている経過の中で、仮釈放審理事件数も当然増えてきているんだろうと思いますが、この仮釈放の申請件数でございますが、過去どれくらいデータがあるか分かりませんが、どういうふうにこれも変化しているのか、数字を教えていただきたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) 過去十年間における仮釈放審理事件の事件数の推移について申し上げます。

平成七年が一万六千八百三十五件、平成十二年

が二万百二十一件、平成十六年が二万四千百三十一件となっています。

○木庭健太郎君 そうなると、例えばこれも午前中少し議論がございましたが、関東地方更生保護委員会において、過去十年間、委員一人当たりの事件数の推移がどうなっているのかということを報告していただきたいし、また本案の提案理由に

もなつておりますが、仮釈放審理事件が複雑困難化していると、当然受刑者というふうにそれも様々な背景の中、背景がいろいろある方たちがある意味じや受刑者となり、今度は仮釈放という問題ですから複雑困難化するのは当然のこととございますが、やはり一番皆さんが疑問に思っているのは、地方更生保護委員会の委員を増員することだけ本当に、こういう件数の増加とともに、もう一つの要素である複雑困難化に対取り組めるのかという疑問があるわけございまして、そう

いう意味では、数とともに是非報告していただきたいのは、この複雑困難化という問題に対して現状どのような取組をなさっているかということでござります。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、関東地方更生保護委員会における委員一人当たりの事件数につきまして御説明申し上げます。

平成七年は四百十五件、平成十二年は四百九十一件、平成十六年は五百九十二件を委員一人当た

りが担当しております。

次に、この複雑困難化に対する対応でございますけれども、凶悪事件あるいは保護環境が劣悪な事案などの複雑困難な仮釈放審理事件につきましては、仮釈放の申請前から地方更生保護委員会の事務局に置かれております保護観察官による調査の充実を図っております。

そのほか、仮釈放審理におきまして、刑事案件の訴訟記録を閲覧したり、主査委員によります複数回の面接あるいは複数の委員による面接を実施するなどいたしまして、審理の適正と充実を図つておられます。

委員の増員によりまして、仮釈放審理事件の負担がある程度は軽減されることが見込まれますので、これによって生じました余力を複雑困難な事案に振り向けて仮釈放審理の充実を期することが可能になるものと考えております。

また、審理の適正を期する上では、増員のみではなくて、委員の専門性を高めることや、事案に応じまして精神医学や心理学などの専門家の意見を聴取することも重要であると考えております。

これらの方につきましても努力してまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 そこで、根本的なことを局長に聞いておきたいんですけど、これ、仮釈放制度の意義というのは何なのかなということをちょっとお聞き

ます。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、仮釈放制度の意義でございますけれども、この制度は、矯正施設に収容されております者を刑期の満了前に一定の条件下に釈放いたしまして、残りの期間を保つことによりましてその者の改善更

護観察に付することによりましてその者の改善更生と円滑な社会復帰を図るという刑事政策的な意義を持っています。

手続きでございますけれども、まず、矯正施設の長から仮釈放の申請がございます。これを受理いたしますと、地方更生保護委員会におきましては、委員を指名いたしまして仮釈放の審理を開始いたします。指名された委員は、関係資料を検討

するとともに、原則としてこの対象者と面接を行つたしまして、仮釈放に適するかどうか、仮釈放するにすればいつがいいのか、仮釈放するにすれば

仮釈放中の期間中に守らなければならない遵守事項をどのようなものにすべきかと、このようなこ

とについて検討いたします。これを踏まえまし

て、三人の委員で構成いたします合議体におきま

して最終的な審理を行いまして仮釈放の許否などを決定するわけでございます。

申請から決定までの期間は、事案によって異なりますけれども、短い場合で一ヶ月以内、長い場合で一年を超えることもあります。ちなみに、平成十六年について調査してみますと、一ヶ月以内に終わっているものが一四・六%、二ヶ月以内に終わっているものが三六・八%、それから三ヶ月以内に終わっておりますものが三〇・八%ござります。

○木庭健太郎君 そして、やはりそうなると、地

方更生保護委員会の委員がどんな人で、どういう

人がやるかというのが大事になるという問題が起

きてくるわけで、これも午前中少し話がありま

すが、この保護委員会の委員、五十三名のうち四

長のものでどれぐらい掛かっているのか、最短だつたらどれくらいで終わるのか、平均どんなものなのか、こういった点も是非教えていただきたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、仮釈放制度の意義でございますけれども、この制度は、矯正施設に収容されております者を刑期の満了前に一定の条件下に釈放いたしまして、残りの期間を保つことによりましてその者の改善更生と円滑な社会復帰を図るという刑事政策的な意義を持つているものでございます。

手続きでございますけれども、まず、矯正施設の長から仮釈放の申請がございます。これを受理いたしますと、地方更生保護委員会におきましては、委員を指名いたしまして仮釈放の審理を開始いたします。指名された委員は、関係資料を検討するとともに、原則としてこの対象者と面接を行つたしまして、仮釈放に適するかどうか、仮釈放するにすればいつがいいのか、仮釈放するにすれば仮釈放中の期間中に守らなければならない遵守事項をどのようなものにすべきかと、このようなことをについて検討いたします。これを踏まえまして、三人の委員で構成いたします合議体におきまして最終的な審理を行いまして仮釈放の許否などを決定するわけでございます。

申請から決定までの期間は、事案によって異なりますけれども、短い場合で一ヶ月以内、長い場合で一年を超えることもあります。ちなみに、平成十六年について調査してみますと、一ヶ月以内に終わっているものが一四・六%、二ヶ月以内に終わっているものが三六・八%、それから三ヶ月以内に終わっておりますものが三〇・八%ござります。

○木庭健太郎君 そして、やはりそうなると、地

方更生保護委員会の委員はどんな人で、どういう

人がやるかというのが大事になるという問題が起

きてくるわけで、これも午前中少し話がありま

すが、この保護委員会の委員、五十三名のうち四

十三名が保護観察官の出身であるという話もありますたが、一体これ、委員というのがどのような手続でだれが任命していくのかということを報告していただくとともに、言わば委員はこの保護観察官だけでなく、例えば検察庁、刑務所、少年鑑別所、言わば内部の人だけで構成されているんじゃないかといふことなとかどうかと。それがいいのか悪いのかという論議はもちろんあります

が、その点どうなっているのか教えていただきたいし、また、年齢構成的にはどういう人たちが委員として当たっているのかと。任期三年でございま

ますが、これ、再任は可能だということで大臣から午前中答弁あつておりますが、六十三歳ですか、これをめどに考えるみたいなこともありますたが、さらに給与水準、また、女性の委員というのがいるのかどうか含めて御答弁いただきます。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、任命でございま

るが、さらに給与水準、また、女性の委員というのがいるのかどうか含めて御答弁いただきます。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、任命でございま

りますが、地方更生保護委員会の委員は適任者のう

ちから法務大臣が任命しております。この地方更生保護委員会の組織に関する事務は法務省の保護局が所掌しておりますので、その事務的な手続は

保護局で担当しておるところでございます。

次に、委員の構成でございますけれども、御指摘のとおり、現在五十三名おりますけれども、保

護観察所長の経験者が四十三人、それから検察庁の出身者が五人、刑務所長経験者が一人、少年鑑別所長経験者が一人、人事院出身者が二人、総務省出身者が一人という実情にございます。

それから、年齢構成でございますが、今年の一月一日現在で六十三歳が五人、六十二歳が十六歳が四人、五十八歳が三人、五十六歳が一人、五十四歳が一人となっております。委員が適任者で

ある場合には再任によりまして二期務めている場合もございます。

それから、給与でございますけれども、地方更

生保護委員会の委員は一般職の公務員でございま

すので、基本的には行政職俸給表(一)の適用を受

け、この表の九級から十級の俸給を受けておりま

す。したがいまして、級に幅がありますけれども、俸給月額はおおむね五十万円前後となつております。

それから、女性の委員ですけれども、平成十七年度末におきまして常勤委員のうち女性の委員は

○木庭健太郎君 これも様々議論はあると思うんですが、その地方更生保護委員会の委員の構成がこれでいいのかどうかという問題はやはりあると思います。大臣は、そういうことをいろいろ、例えば仮釈放する人たちをきちんと知っている人たち、言わばいろんなところで体験した人たちがその任務に当たるというのは一つの方法だということを述べられましたが、その人たちだけでいいのかという問題は残るような気がいたしております。

そういう意味では、この保護委員会の委員にやはり民間人という問題も検討の視野に入つていいのではないかと思いますが、現実にこういった保護委員会の委員に民間人というのを任命した事例はあるのかないのかということもお聞きしたいし、さらに、やはり今後民間人という問題含んで考えるべきだと私は思いますが、この点についてどうお考えかを、見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) 今の御質問に対するお答えの、先ほど給与のことにつきまして行政職俸給表(一)の九級から十級と申し上げたと思いますが、十一級、九級から十一級でございますので、訂正させていただきます。

それから、民間人の関係でございますが、過去四十年にわたりまして調査いたしましたところ、現在は公務員OBの方にお願いしておるわけですが、けれども、これは職務の内容や処理すべき事件が膨大であることなどから、刑事政策あるいは更生保護制度に対する経験、知識が必要であること、それから何分にも五百件近くの事件を年間処理し

なきやならないということで行政事務に高い処理能力を有することが必要であると、こういうことから公務員OBの皆様方にお願いをしているのが

実情でございます。
民間人の登用についてですけれども、同様の御

それから、女性の委員ですけれども、平成十七年度末におきまして常勤委員のうち女性の委員は三名となつております。

○木庭健太郎君 これも様々議論はあると思うんですけど、その地方更生保護委員会の委員の構成がこれでいいのかどうかという問題はやはりあると思います。大臣は、そういうことをいろいろ、例えば仮設放する人たちをきちんと知っている人たち、言わばいろんなところで体験した人たちがその任務に当たるというのは一つの方法だといふ見解を述べられましたが、その人たちだけでいいのかという問題は残るような気がいたしております。

そういう意味では、この保護委員会の委員にやはり民間人という問題も検討の視野に入つていいのではないかと思いますが、現実にこういつた保護委員会の委員に民間人というのを任命した事例はあるのかないのかと、お聞きしたいし、さらに、やはり今後民間人という問題含んで考えるべきだと私は思いますが、この点についてどうお考えかを、見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) 今の御質問に対するお答えの、先ほど給与のことにつきまして行政職俸給表(一)の九級から十級と申し上げたと思いますが、十一級、九級から十一級でございますので、訂正させていただきます。

それから、民間人の関係でございますが、過去四十年にわたりまして調査いたしましたところ、地方更生保護委員会の常勤委員に公務員OB以外の民間人を登用した例は見付かりませんでした。現在は公務員OBの方にお願いしておるわけですけれども、これは職務の内容や処理すべき事件が膨大であることなどから、刑事政策あるいは更生保護制度に対する経験、知識が必要であること、それから何分にも五百件近くの事件を年間処理し

○政府参考人(麻生光洋君) まず、その被害者の方々の御意見を聞くのかという、こういうお尋ねでござりますけれども、仮釈放審理に当たりまして

では、事案に応じまして被害者の方々から御意見を承ることにいたしております。被害者感情調査

では、事案に応じまして被害者の方々から御意見を承ることにいたしております。被害者感情調査というようなことで呼んでおりますけれども、そのようなことは現実に行つております。

それから、必要があると認めるときに精神医学、心理学等の外部の専門家の意見を求めるという点でござりますけれども、これはこれまでも現実にも行つてまいりました。ただ、多くの事件についてこれをやつているかというと、そういうところではございませんで、ごく限られた運用であつたというのが実情でございます。

そこで、平成十八年度予算におきましては、性犯罪者のうち精神医学的な所見を必要とする事案

について地方更生保護委員会委員が精神科医に定期的に意見を求めて仮釈放審理の参考とするための経費といったしまして、新規に約二百万円が計上されましたところでございます。これを活用いたしまして、今後とも充実した仮釈放審理に資するため、事業に応じて外部の専門家等からの意見を積極的に活用してまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 この問題、法改正が出されたことも、また今、中間報告の話がありましたが、有

識者会議を設けた点も、何がきっかけかといえ
ば、これもやはりあの愛知県の安城市の事件、正
にこの事件がいわゆる仮釈放の在り方含めてどう
なのがということを問い合わせた問題でございまし
て、正にある意味では仮釈放はなぜ認められるか
というと、再犯のおそれがないと認められるから
それを理由として仮出獄を許可するわけでござ
まして、ところが現実に全く違う事実が起きてい
ることが今回の事件の反省でございまして、結
局、再犯というものを結果起こしてしまったと
あつてはならない事件が起きたわけでございまし
て、そういう意味ではこの事件をどう認識し、二
度とこのようなことを起こさないためにどういつ
た取組をしなければならないのかと。もちろん今

回法改正に臨むのも一つの在り方だと思います。その第一歩だと私は思つておりますが、そのことを含めて現場としてどう考えていうつかやるかの

か、保護局長から答弁をいただきておきたいと田
います。

○政府参考人(麻生光洋君) 御指摘の安城事件につきましては、仮釈放中の者によつて人命が失われるような重大な事件が起つたことにつきまして、誠に遺憾であり、重く受け止めております。地方更生保護委員会におきましては、安城事件のような仮釈放中の者によつて人命が失われるような重大な再犯事件が発生いたしました場合には、委員会の審理に問題はなかつたのか、それから保護観察の実施状況はどうであったのかといふような点につきまして調査を行つております。そのようなことの再発防止、再犯防止の觀点から、保護局長から答弁をいただきたいと申します。

ら、地方更生保護委員会、保護観察所としていかなる方策が必要なのか、これからどうすればいいのかという点について検証いたしまして、その後の仮釈放審理や保護観察の実施に反映させるように努めているところでございます。

安城事件につきましては、仮釈放審理で御指摘のようにその再犯の可能性について見抜けなかつたという点がございましたし、これにつきましては、その仮釈放審理の充実という点につきまして努めてまいるところでございますし、それから、安城事件の場合は、刑務所仮出獄になりましてから十日足らずの間に所在不明になつてこのような事件を起こしております。そのような観点で、所在不明者の調査について強化しなければならない在不とということで幾つかの施策を実施してまいりました。

それから、仮出獄者につきましては、何といふましても住むところと、それから仕事を見付けることが大事であります。この安城事件の人の場合も、仕事が見付からなかつたことが一つの不安材料でもあつたようでございますので、そのような就労支援策につきましても、厚生労働省と協力していまして強化してきたところでございます。

以上のような点も含めまして、重大な再発事件が起きました場合には、検証を行つて様々な施設を行うとともに、地方更生保護委員会それから保護観察所の業務につきまして、例えば全国単位で行いますような研究協議会あるいは会同等において問題意識の涵養と対策、方策の共有に努めていきます。そこでございます。

を受けた以上、今的地方更生保護委員会の在り方そのものをもつともうと深く掘り下げる必要があるのではないかと思いますが、これも局長の答弁をいただいておきます、大臣ではなく。

○政府参考人(麻生光洋君) 有識者会議の提言につきましては、こういう会議が立ち上げられた縄緯からいたしまして相当厳しい意見をちようだいすることになるものとは思つておりましたけれども、現在その中間報告という段階でも相当厳しい意見をちようだいいたしました。それは真摯に受け止めまして、検討を続いているところでござい

○國務大臣(杉浦正健君) 双方あると思うんですけれども、当面です、当面、私どもが直面している治安状況の悪化という点にかんがみますと、やはり改善更生、社会復帰もさることながら、犯罪者及び非行少年が再犯をしないよう更生改善を図るということに力点を置いてこれから検討を進めてまいりたいと思っております。

○木庭健太郎君 その意味で、これも有識者会議の指摘の中で、今は六万人の保護観察対象者がいて約二千名が所在不明となつていて、ただ、これはなぜ所在不明になるのかという問題について、遵守事項違反というのがあると、これに対する措置が積極的に行われていない結果、保護観察の心臓的強制力が十分に作用しないと。したがつて、形は保護観察どいうのがありながら、全くその

たが、このうち仮出獄者は五十八名でござります。執行猶予者三十名、そのうち仮出獄を五十六名取り消しました。五十六名。死亡が一名お人は亡くなつたようですが、保護観察を継続した者が一名でございます。

なお、さつきちょっと数字、手元にございませんが、何百人という仮出獄中の者が所在不明になつておるわけでして、それを、本来ならば仮出獄取り消して収容すべき人がほとんどだと思いますね、こういう状態を現実問題として許していい。どこに原因があるのか、警察の協力をこれからもつとどんどん進めてまいりますから成果が上がっていくと思うんですが、ほかに問題はないのか、保護司の先生方と保護観察官の連携に問題がないのかどうか、そういう点は更生保護の有識者が会議の議論も踏まえながら真剣に取り組んでいかなきやならない問題だと思っております。

○木庭健太郎君 そこで、やはり大事になつくるのは、保護司の問題も大事ですが、日本のこの更生保護制度の一番の特徴は、やっぱり保護観察官、それからその保護司という民間の方々、これ

が協力体制でやっていることが一番の特色であり、他国に例を見ない。ある意味では、地域が機能すれば本当にそのシステムはいいシステムなんですが、なかなか今はそれがうまく機能していませんが、なにもあるし、そういう意味では、これも言わば一つの見直さなければならない時期に来ているような気もするんです。

かえつて外部の方を入れることによってそういうことの透明性の確保とかいろいろなことができるんじゃないかなと、そんな問題もあると思うんです。したがって、やはりこの制度、システムそのものを抜本的に見直せということこれまで私は申しません、前川委員のように。システム全体を見直せという意見もそれは出てきて結構でござります。ただ、少なくとも今の在り方これでいいのかといふ問題についてはやはり深く掘り下げて、もちろん五月に一つの回答が出てくるんでしようが、正にその回答が出てくる前にこういった厳しい指摘も、大臣は一体この社会福祉的な機能を重視をされるのか、若しくは再犯防止みたいな刑事司法的観察制度なんだろうと思いませんが。さて、これは大臣の見解を伺いたいんですけども、大臣は一体この社会福利的な機能を重視をされるのか、若しくは再犯防止みたいな刑事司法的

から、これは取り消して刑務所に戻すべき違反行為でございます。保護観察中の者についても、今度法を改正いたしますんでそこまでまいりませんが、そういう状態を結果として制度として放置している。そういう人たちがまた再犯を犯す可能性もあるわけで、この問題というのは、この保護観察制度の検討再開においても決してやるがせにできない問題だと思います。

その中で、やはり今一番大事になつてくるのは、この保護観察官という方たちがどういう形でなり、どういう人たちがなつてゐるか。また、この人たちがどういう素養を持ち、臨むのかと。意欲はあつたとしても、そういう資質の問題といふのは極めて大きな問題だと思うんです。

これも有識者会議の指摘、この有識者会議といふのは平気で厳しいことを随分言つておりますが、例えばこの保護観察官の問題にしてみてもかなり厳しいんですね。保護観察の、いわゆる生身の対象者を相手とする保護観察の現場における

仕事に意欲のある者を採用する仕組みには必ずなっていないとか、直接のその対象者と接触する機会が極端に少ないとか、まあ言わば厳しいことを随分言つております。専門性もまだ不十分だというようなことも言つている。

そういう意味では、この採用の在り方ですよね、これも午前中議論があつておりましたが、この辺も含めてどういう方たちに保護観察官になつていただとか、またそういう保護観察官をどう確保していくかというような問題を含めて、これは現場から聞いている採用の実情を含めて、この採用の在り方ですよ、保護観察官の、これを伺つておきたいと思うんです。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、保護観察官

は、犯罪者予防更生法上は、地方更生保護委員会

の事務局と保護観察所に置くとされておりまし

て、「医学、心理学、教育学、社会学その他の更生

保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、人

格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に

関する事務に従事する」と、こういうふうに定められておるわけでございます。この保護観察官

が保護司と協働で保護観察を行つてているのが我が

国特徴なわけでございます。

保護観察官がこういうものとして期待されおり

ますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

仕事に意欲のある者を採用する仕組みには必ずなっていないとか、直接のその対象者と接触する機会が極端に少ないとか、まあ言わば厳しいことを随分言つております。専門性もまだ不十分だというようなことも言つている。

そういう意味では、この採用の在り方ですよ

ね、これも午前中議論があつておりましたが、この辺も含めてどういう方たちに保護観察官になつていただとか、またそういう保護観察官をどう確

保していくかというような問題を含めて、これは

現場から聞いている採用の実情を含めて、この採

用の在り方ですよ、保護観察官の、これを伺つて

おきたいと思うんです。

○政府参考人(麻生光洋君)

まず、保護観察官

は、犯罪者予防更生法上は、地方更生保護委員会

の事務局と保護観察所に置くとされておりまし

て、「医学、心理学、教育学、社会学その他の更生

保護に関する専門的知識に基づき、保護観察、人

格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に

関する事務に従事する」と、こういうふうに定められておるわけでございます。この保護観察官

が保護司と協働で保護観察を行つてているのが我が

国特徴なわけでございます。

保護観察官がこういうものとして期待されおり

ますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ともかく今のこの保護観察の制

度を見ていると、結局、日常的にいろんな役割を

果たしている、いわゆる対面者との面接指導をや

るのは保護司の役割になり、本来は保護司とい

うのは保護観察官で十分でないところを補つて保護

観察所長等の指揮監督を受けて保護観察所等の事

務に従事するものと規定されているんですよね。

実際は、本当はこの保護観察官が主役でなくては

ならないのに、現状はどうなつているかという

が二割というと八割更生しているんですね、あん

ど、保護司がどちらかというともうその役割を必

ります。

それはそれといたしまして、やはりその採用に

当たつては、やはり適した者を採用し、研修で育

て上げていくというのが今の実情でございまし

て、保護観察官につきましては、早い者で二年目

から保護観察官に補職いたしますし、まあ遅い者

はもっと掛かるわけですけれども、その者に階層

別研修といいますけれども、中等科研修、高等科

研修というようなまあ段階を追つて、初等、初步

的な研修からラーニングを対象とした研修を行つて、能力のアップを図つていると、こういう状況でございます。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

○政府参考人(麻生光洋君) 研修では、もちろん

関係法令というようなことについての知識を深め

りますので、それにふさわしい適性と能力を持つた者を採用するのが望ましいわけでございます。

が採用につきましては、先に御説明があつたと

思いますが、通常の国家公務員の試験のⅠ種、Ⅱ種、Ⅲ種の職員の中からこれを採用いたしまして、その中から適した者を保護観察官に補職

をしていると、こういう状況にございます。

そういう状況につきまして、その有識者会議の

中間報告の中でもいろいろ厳しい意見をちようだ

いいたしております。例えば家庭裁判所の調査

官と同様の研修をしてはどうかとか、あるいは採用も特別の採用試験をつくつてはどうかとか、このような御指摘もいただいております。その点につきましては、何といいますか、職員の規模の問題とか、いろいろそのハードルはあるんですけど

あります。

○木庭健太郎君 ちょっと、どんな研修をして、

もう少しその研修の中身少し教えてくれます。

やつぱりその研修の中で、例えばやはり生身と接

するという部分、まあ後ろで控えていてかどうか

分かりませんが、言わば現場を知るような研修ま

でおやりになつているのかどうか、そういうところをやらせればその人が適性があるかどうかも見

えてくると思うんですね。だから、どんな研修

なのかもちょっとお聞かせ願います。

し、また果たしていく役割、必要性がありますます重要なとなっているということなのかと思うんですね。保護司さんからも、何かあつたらすぐ保護觀察官へという要望も強まっているとお伺いをしています。

そこで、まず大臣に、保護觀察所あるいは保護觀察官の役割についてどのように御認識をされてるか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(杉浦正健君) 保護觀察官と保護司は、保護觀察官は官の立場で、保護司さんは民間の立場で、協働して犯罪や非行をした者の保護觀察の実施に当たつておるわけでございます。世界にも類を見ないすばらしい制度だと思いますけれども、現実の犯罪や非行をした者の再犯防止につきましても大きな役割を果たしているというふうに認識しております。

ただ、先ほど申し上げましたように、そういう皆さん一生懸命やつていただいているのに、例えば安城の事件のようなものが起つてることが機契機となつて更生保護に関する有識者会議を立ち上げたわけであります。現在の制度の中にも検討すべき様々な問題はあると思っておりますが、これを有識者会議の御提言を契機にして、更に実効が上がりりますように努力していくことが大事だと、こういうふうに思つております。

○仁比聰平君 今回の二つの法案を取りましても、保護觀察付執行猶予者の特別遵守事項をどのように定めていくのか、あるいはその特別遵守事項を定めた後も、執行猶予という制度が元々、実刑を科さずに、その者の自覚と意欲に期待をして社会内での更生を図つていくという在り方を踏まえた心理的な強制力をどのように働かせていくのかということが大事になるんだと思うんです。

午前中、この特別遵守事項を定めた場合に、これに違反をしたという件について議論がございましたがございまして、これは従来、そんなに件数が、実務的に行われてきたといふものではないのでは

ないかと私は思つておりますし、手続的にも検査官の申出が必要となる。そういう中で、そういうケースについて保護觀察官がどのように対応をすべきかというところは、これはかなり現場では苦慮をされるんではないかと思うわけです。

あるいは、所在不明者の調査の問題でも、昨年来この実務が現場で行われてきて、保護觀察官の方々には大変な御苦労を掛けているとお伺いをしておりますし、今後、仮に所在不明者を警察との協力で引致をすることができたとしても、その後に留置をすることができる機関というのは限られていくのかということもできるだけの機関といふのは限られています。

あるいは、仮釈放の審理の適正化に当たりまして、今日も大臣、保護觀察官による入所直後から、刑務所への入所直後からの環境調整あるいは事前調査、この成果が適正に活用されることを期待される趣旨の御答弁がありました。そういう意味でも保護觀察官の任務というのはこれまで以上に極めて重くなると。加えて、昨年からは医療觀察制度の施行が行われていると。

近時の社会内処遇の状況、とりわけ今日も語られました再犯の問題も含めて、今後の保護觀察所の役割についてどのようにお考えか、保護局長に

○政府参考人(麻生光洋君) 平成十六年で見てみますと、一年間の全国の保護觀察事件の取扱件数は十三万九千十七件であります。これを、午前中も御答弁いたしましたけれども、実際に保護觀察等の業務に従事しております保護觀察官約六百三十名を前提にいたしますて一人当たりの取扱件数を出してみると、約二百二十件と、こういう数字になります。これは一年間の取扱件数ですけれども、それでは常時どれくらいの事件を担当しているのかと申しますと、常時大体一人百件程度の事件を担当しているという状況にござります。

○仁比聰平君 前川委員の質疑の中でも随分触れてきましたけれども、この百件という数字はそれ自体として大変過重なものなのではないかという御指摘もあつております。

また、私、東京保護觀察所も訪ねさせていただ

し、それによって社会の安心、安全を実現するということは大変大事なことであり、そこに幾らかの寄与できる保護觀察所及び保護觀察官の役割については非常に大事なことだと思っております。

その中で、保護觀察官はやはり保護司とともに保護觀察の対象者に直接向き合つて、対象者の状況に応じて適切な指導監督、補導援護を行うことによって再犯を防止していくということで、それによつてその改善更生を促していくということが国民の期待にこたえていくものであるといふふうに考えております。

○仁比聰平君 局長に併せて保護觀察官の人数とそれから一人当たりの取扱件数、これは平均値ということですけれども、数字を改めて御紹介いただきたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) 平成十六年で見てみますと、一年間の全国の保護觀察事件の取扱件数は十三万九千十七件であります。これを、午前中も御答弁いたしましたけれども、実際に保護觀察等の業務に従事しております保護觀察官約六百三十名を前提にいたしまして一人当たりの取扱件数を出してみると、約二百二十件と、こういう数字になります。これは一年間の取扱件数ですけれども、それでは常時どれくらいの事件を担当しているのかと申しますと、常時大体一人百件程度の事件を担当しているという状況にござります。

○仁比聰平君 この医療觀察制度の実情をちょっと

護觀察対象者によります重大再犯事件が起こつたことなどをきっかけにいたしまして、様々な施策を行つてまいりました。また、今回の法改正で新規は午前中からもいたしております。

○政府参考人(麻生光洋君) 御指摘のとおり、保護觀察対象者によります重大再犯事件が起つたことなどをきっかけにいたしまして、様々な施策を行つてまいりました。また、今回の法改正で新たな業務が増えるのではないかというような御指摘は午前中からもいたしております。

○仁比聰平君 私どもいたしましては、保護觀察対象者の改善更生を図ることによつて対象者の再犯を防止わけです。

もう一点、実情を御紹介していただきたいと思うのですが、医療觀察制度の施行に伴つて導入をされております社会復帰調整官、この皆さんは全國四十か所の保護觀察所で一人配置になつてゐます。たつた一人でこの調整官としての仕事をされてるということなんですか? どちらか御苦労があるのか、お聞かせください。

○政府参考人(麻生光洋君) お尋ねの社会復帰調整官につきましては、いわゆる心神喪失者等医療觀察法に基づまして保護觀察所が行う処遇等に従事する職員でございます。平成十七年度におきまして全国に六十三人が配置されておりますが、社会復帰調整官の配置が一人であります。

○仁比聰平君 前川委員の質疑の中でも随分触れてきましたけれども、この百件という数字はそれ自体として大変過重なものなのではないかという御指摘もあつております。

また、私、東京保護觀察所も訪ねさせていただいたのですが、そちらでは多いときには保護区内に

紹介になつたような調整等に赴かなければならぬい、その間も当然一人なわけですから、他の事案に対する責任も当然負つておらなければならぬいというような実情にあると伺つたわけです。ちよつと前後したかもしませんが、この調整官の実情がそういう状況にある。

先ほど御紹介いただいた保護観察官の数、だけでは語れないお仕事の実情や御苦労がおありなのかと思うんですが、局長から御紹介をいただきたいと思うんですが、いかがでしようか。

○政府参考人(麻生光洋君) 保護観察官につきましては、先ほど申上げましたように、一人当

○政府参考人(麻生光洋君) 保護観察官につきましては、先ほど申し上げましたように、一人当たり常時約百件の保護観察事件を担当し、約八十人の保護司の方を担当している実情にござります。個々の保護観察事件につきましても、例えば家庭の教育機能が弱まっているとか、地域社会の連帯感が希薄化しているとか、そういう社会的な情勢を反映いたしまして処遇が難しくなっているという状況にございます。

それから、一点ちょっと訂正させていただきたいんです。さつき社会復帰調整官の関係で申立ての件数を三百二十二件と言いましたが、申立ての件数は三百九件で、生活環境調査とか生活環境調整とか精神保健観察のその事件を一件一件として数えた場合の件数が三百二十二件ということです。訂正させていただきます。

のをもつと社会的にものあるいは政府の部内でも御理解をいただからなければならないのではないかと思います。私も伺つてびっくりしたんですが、所在不明者の調査の関係では、保護観察所は二十四時間体制を取らざるを得ないということですね。警察が二十四時間体制で動いていて、所在不明者はいつ発見されるか分からぬわけですから、そなれどもときに即時に対応しなければならない。そうすると、保護観察官が携帯電話をずっと持つてその対応をせざるを得ないということで、その職務からは解放されない状態に事実上なってしまう。四月からは全国の所在不明者の発見の通報が東京の保護観察所に集中をされるようになるということで、なかなか厳しい状況が私はあるのではなかいかと思うんです。そういう極めて厳しい繁忙の中で個々の対象者への処遇を万全ならしめようとして頑張られるという御苦労は、本当にいかばかりのものかと思うわけですね。

社会復帰調整官の方々は八割が休みもまともに取れないというような実態だというふうにもお伺いをしたわけですが、法務省としてこの保護観察官やあるいは調整官が置かれている状況について、このままでいいと思ってるのか、あるいはどうすべきだと考えていらっしゃるのか、その問題認識をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(麻生光洋君) 御指摘の保護観察官につきましても、また社会復帰調整官につきましても、処遇困難な事件の増加あるいは事件数そのものの増加に対しまして、専門性を持つて一層適正かつきめ細やかな処遇に当たることが必要であると考えておりますけれども、これにつきましては、御指摘のとおり、非常に厳しい状況にござりますので、必要な体制の整備にも努めてまいりました。仁比駿平君 午前中も審議がございましたけれども、人間が人間を相手にして、それも大変処遇が困難な対象者を相手にして立ち向かっていくかなはければならない、向き合つていかなければならぬいという仕事である以上、適正な規模というものの

をちゃんと科学的に検証する必要があると思います。是非そういった検証の上で、できる限り現場の負担を軽減するという努力を是非していただきたいと思うわけです。

そういう意味では、人員を増やす必要が私はあると思うんですが、改革の推進の関係で職員定数の5%純減というお話をあつて、そこにはかわつて、法務省がマスメディアなどでゼロ回答だとうふうに非難される向きがある。あるいは法務省を名指しをしてゼロ回答だといって非難する向きがある。私はこれ大変不愉快に思つてゐるんですね。不当なことだと言つてもおかしくないと思ひます。保護観察に関して言いますと、保護観察所が担うべき役割をちゃんと吟味をすることなしに、画一的に合理化を迫るというのは、これは極めて不当なことではないでしょうか。

実際、法務省の仕事というのは国民の目からみ見えづらいところがあるのも現実なのかと思いますが、だからこそ、その職務の重要性、そして職

場の実情を各方面に対して、特に財務当局に対して、腹に落ちるように理解を求めていた。だいたい、更に努力をいただきたいと思いますが、局長のまず御認識をお伺いします。

○政府参考人(麻生光洋君) まず、簡素で効率的な政府の実現が求められておりますので、更生保護官署におきましてもできる限りの業務の効率化を図つてはいるところでございます。一方では、御指摘のように、保護観察の充実強化は我が国の安全、安心な社会の実現に必要不可欠なものであると考えております。今後とも必要な体制の整備に努めてまいりたいと思います。

ちなみに、平成十八年度の予算では、保護観察官、こういう厳しい状況の中で保護観察官四十五人の増員が認められておりまして、定員合理化計画によります減員分二十四人を除きましても、二十二名の純増となつております。

○仁比聰平君 実際に現場の責任と役割が社会的に大変大きくなつてはいる中で、来年度の定員の問題

も、それでは現場の矛盾は解決されないと私は思ふんですね。局長、そこまでしか今日はここの場合ではおっしゃれないのかもしれないですが、是非大臣に、今日午前中の御答弁もございまして、法務省の現場のこの責任をしつかり果たしていく上で、今日もるる議論があつた、この責任を果たしていく上で、是非関係各方面に、私たちの総意を代表して頑張っていただきたいと思いますが、一言。

○國務大臣(杉浦正健君) 御激励いただきましてありがとうございます。

今度の件では大分抵抗勢力と言われたわけであります、必ずしも実態はそうではなく、マスコミの報道の仕方がおかしいんで、関係各方面に理解を得られたと思っておりますけれども、治安にかかわる部分については必要なものは必要ということで頑張ったわけであります。

法務省の方でも、できる限り業務の効率化を図ると、アウトソーシングをしていくということはもう徹底してやっております。しかし、例えば刑務所、少年院等の公権力の行使の部分でございますとか、もちろん判検事、それからこの保護観察官も純増でございます、二十一名純増ですが、公安庁も純増、法務省の中で純減は法務局と本庁でしたかね、本庁、あとは純増、特に刑務所等は大幅増でございます。全省庁の中で二けたの純増を実現したのは法務省だけということをございました。各方面的理解を得られたと、こう思つております。

今後とも、治安の維持、再犯の防止、国民生活の安心、安全はもう最優先事項でございますので、法務省は現業官庁でありますので、本省はたつた千人、あとは刑務所、少年院、検察庁、法務局、入管等々、現場官庁であります。五万一千人、五万人現場で、国民と対面して仕事をしておるわけですが、我々一丸となつて頑張つてまいりたいと、こう思つておる次第でございます。

○仁比聰平君 あと、保護観察官の専門性の問題

やあるいは更生保護施設についてもお尋ねをした
いと思つて準備をしておりましたけれども、大臣の御決意を伺つて、時間參りましたので終わりた
いと思います。

○亀井郁夫君 国民新党的亀井でございますが、
今朝から非常に真剣な質問が繰り返されておるわ
けでござりますけれども、この問題について質問は
出尽くした感がありますけども、二、三聞いてみ
たいと思います。

今大臣が言われたように、非常に人員面でも厳
しい中を頑張つているんだということですが、頑
張つて増やすべきやいかぬということはある意味
では残念なことなんんですけども、しかし国民の安
心、安全が一番大事なことですから、是非とも
頑張つていただきたいと思うわけでありますけ
ども。

そこで、地方更生保護委員の問題でございます
けれども、今回の増員要請ですけども、どうしても
犯罪者が増える、そうするとしても受刑者が
増える、そうするとまた仮出獄者も増えるという
形で、どうしてもこの地方更生保護委員が忙しく
なっちゃうということになるわけですね。何か平
成七年に一万三千件だったのが十六年には一万八
千六百件になつてているということで、一・四倍にな
つてているというような数字が示されておるわけ
でございますけども、今回の増員で少しは緩和さ
れるということで、関東地方で從来は一人当たり
五百九十二人が五百七人に申請人員が減ると、近
畿地方でも五百三十人が四百七十人に減ると、少
し楽になるんだということですけども、こんなこ
とでいいのかどうなのか、大変な負担になつてい
るわけですけども。

そういう意味で、適正な審理が可能な人数は二
百人なかの三百人なかの四百人なかの、そういう
意味では大臣の立場では答えにくいかもしませ
んが、個人としても結構ですけども、そういう
形でどの程度の人が本当に理想的なうちに審理
ができるんだというふうにお考へか、お教へ願い
たいと思います。

○国務大臣(杉浦正健君) 私も就任してまだ半年
足らずで、現場のことをそんなに詳しく知つてお
るわけじゃございません。視察は精力的にやりま
したですから、何人が適正規模かということ
は現場の人たちよつと聞いてみたらいかがかと思
いますけれども、また件数だけで推し測ることは
必ずしも適当ではないと思うんですね。軽微な事
件もあるし重大事件もありますし、ただ今日は三
人の委員の増員をお認めいただくようにお願いし
ておるわけなんですが、これによりまして関東地
方更生保護委員会で二人、近畿地方更生保護委員
会で一人増配が可能となります。両方の委員会
が全国の平均的な担当件数にまあ近づく、少し近
づくということで、ある程度の負担軽減につなが
るものと思つておる次第でございます。

今回の委員の増員は、もう先ほど来ずっと議論
いただいているように、事件の増加、複雑困難化
に対処して、より適切な仮釈放審理を実現するた
めでございます。治安の回復を図るために方策の一
つとしてお願いをいたしておりますが、その手続中の
者たる者たる者たる者たる者たる者たる者たる者
が十七名、死亡が四名、保護観察を継続した者が十九名という数字に相なつております。

以上ですが、先ほど所在不明者に対する措置で
仮出獄者だけ申し上げましたが、執行猶予者四十
名ですけれども、そのうち執行猶予の取消し及び
その手続中の者が十七名、死亡が四名、保護観察
を継続した者が十九名という数字に相なつてお
ります。

○国務大臣(杉浦正健君) 先ほど来御意見をちょ
うだいし、私からも意見申し上げましたが、有識
者会議でもう様々な御議論いたいでいるところ
でございます。

○国務大臣(杉浦正健君) 先ほど来御意見をちょ
うだいし、私からも意見申し上げましたが、有識
者会議でもう様々な御議論いたいでいるところ
でございます。

外部からの、更生保護官署出身者以外からの積
極的な登用ですとか、民間人の審理への参加でござ
いますとか、様々な御意見をちらよだいしてお
るところでございますが、五月には最終的な提言
をいたしたことになりますので、是非それを真摯
に受け止めまして進めてまいりたい。

例えば、先生御関心をお持ちの裁判員制度も、
プロの裁判官と、アマチュアのといいますか、素
人の国民が協働していい裁判をやろうという制度
でございます。この更生保護委員会の審議も、そ
の更生保護に対する経験、見識、行政事務に對す
る高い処理能力、刑事政策全般についての同じよ
うな経験、知識、処理能力等を有する保護観察官
出身の委員を中心とする官の人と、やはり民間の
お医者様ですか心理学者だと、そういう専門
的地位の方々の御意見を伺いながら審理していく
ということは一つ考えられる道だと思うんですけ
ども、これにつきましてもいろいろ議論に出ており
ましたが、五十三名中ほとんどう〇Bの人が多く

いという実態ですね。実際にそういうことから経
験と勘を基にしなければなかなかできない面があ
るということもあるのかもしれませんけども、も
うちょっと透明性の高いものにしていく必要があ
るだろうと私は思うし、そのことについては例の
中間報告書にも詳しく述べてあるとおりでござ
りますけども、大臣もこの答申が出たらこれを真
摯に受け止めてやるんだというようなお話をもら
いましたから、頑張つていただきたいと思います。
けども、役所の〇Bばかりではなくして、や
はり一般の人も入つて考えていくことが大
事だらうと思うんですけども、そういう意味で
は、この地方の更生保護委員の選任の方法だと
か、あるいはこれの人たちの審議の仕方ですね。
そういうことについて何か変えていくことができる
んじゃないかと思うんですけども、こういう
ことについてははどのようなお考へか、お尋ねした
いと思います。

○国務大臣(杉浦正健君) 先ほど御意見をちょ
うだいし、私からも意見申し上げましたが、有識
者会議でもう様々な御議論いたいでいるところ
でございます。

○政府参考人(麻生光洋君) 退所者にとりまして
職を得るということが非常に大事であるということ
は御指摘のとおりでございます。

○政務参考人(麻生光洋君) 退所者にとりまして
職を得るということが非常に大事であるということ
は御指摘のとおりでございます。

そこで、法務省では、厚生労働省と協議いたし
まして、刑務所出所者等総合就労支援対策という
ものを策定いたしました。この二つの役所で、主
としまして、まず一番目として、矯正施設、保護
観察所などと公共職業安定所が一層の連携を深め
て的確な就労支援を実施すること。それから二点
目といたしまして、刑務所出所者などの就労意欲
を喚起し適切な求職活動ができるようにするため
の矯正施設内及び保護観察における指導と援助を
強化すること。三点目として、雇用先の拡大及び
就労を継続させるための環境を整備することなど
の施策を平成十八年度から実施していくこととい

たしております。

具体的には、例えば刑務所とハローワークとを

インターネットテレビ電話で結んだ遠隔企業説明会、これを行う。それから、出所者などを試行的

に雇用した事業所に対する試行、トライアルでは、トライアル雇用奨励金を支給する制度を設け

さらには、就職時に保証人のいない人に対する

身元保証の支援策などについて厚生労働省と連絡して実施して、刑務所出所者等の就労の確保に

分めてまいりたいと考えております、これによつて就

方が一層確保できることを期待しております。

鶴井有夫君の説明について。ごとお尋ねしたいんだけれども、補助金を出していん

うね、今はね。補助金を出しているんでしょう。

金額は幾らなのかどうか。それで、どの程度の人
がどれくらい出していいのか、今の抽象的な説明

だけじや分かりませんので、その辺を具体的に。

出ていつた人のことですかね。

部分は厚生労働省の所管でござりますので私

うよつと数字持ち合わせておりませんが、身元保

の関係では、千七百人に対して三千四百万の予算を計上しております。

の亀井郁夫君 厚生労働省のことだから知らぬと

うことで、これも役所の縦割り行政そのもので

ね、やはりその辺までよく見て、どういうこと

と思うんですね。よそのことだから知らぬとい

んじゃなしに。これもよく勉強をしておいてほ
うと思ひます。

政府参考人（麻生光洋君） 済みません、 資料見

かりましたので御説明いたします。

ます。今のトライアル雇用奨励金の支給ですけども、これは用額五万円でござります。一千五

一四五
円を計上しております。

亀井郁夫君 ちよつと済みません、今五万円は

いたから分かつたけど、あと何人くらいにど

んですか、全然。

○政府参考人(麻生光洋君) 平成十八年度から新しく始める事業でございまして、今申しましたように、対象人員六十七名を予定しております。一月五万円の奨励金を考えております。予算としては一千五万円ということでございます。

○亀井郁夫君 随分わざかなことで、一千万ぐらいい、六十七名しか対象にならないような制度はあるのかないのか分からぬ制度だと私は思いますけれどね。こういうことについてもやはり本気になって考えていく必要があるんじやないかと思いますけどね。これについて、突然ですが、大臣はどうお考えになりますか、就労問題について。

○国務大臣(杉浦正健君) 新年度から始める初年度事業ですからそれぐらいの規模なんでしょうけれども、できる限り、小さく生まれたわけですが大きく育てていきたいと、こう思っております。

この厚労省との提携も、安城の事件を受けて、官邸の方で、縦割りじゃなくて連携して再犯防止に当たれという強い指示で、警察と法務省との提携とか、厚労省と法務省の提携が始まつたわけでございます。

法務省としても、何回かここで御説明したと思うんですけども、独自に働き場所をつくり出すのに国としてできることはないかということを真剣に考えておるところでございます。地方自治体と提携したり、あるいは民間企業の協力を得ながら、満期出所、特に少年院を卒業した人たち、再犯率二割ですが、そういう人たちが再犯に導かないといためには、就労場所を確保するということが非常に大きい課題だと思っておりますので、努力していきたいと思っております。

○亀井郁夫君 しつかり頑張っていただきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、刑務所にいるまでは手続が非常に充実されておるのが実態で、さきの裁判員制度もそうですが、刑務所から出た後のフォローが必ずしも十分じゃない。しかも、やつている人も、そう言つちゃなんだけれども、表で日が

当たるところというよりも、日が当たらない仕事だということで非常に氣の毒だと思いますけれども、頑張つていただきたいと思います。

特に後のフォローが大事なんで、そういう意味で、保護観察中のフォローについて、よその国ではGPSを採用して二十四時間見ているという問題まだやつておりますけれども、GPSの採用の問題やらあるいは保護観察員の、保護司の増員については是非ともやつてほしいと思うけれども、それについてはどのようにお考えか、大臣からお答え願いたいと思います。

○國務大臣(杉浦正健君) 治安回復を図るために進める必要がございます。そのため、保護観察の充実強化のための要員を、平成十八年度予算では四十五人の保護観察官の増員を計上しているところでございます。先ほど来御議論いただいたように、保護観察の充実強化は我が国の安全、安心な社会の実現に必要不可欠なものでございますので、今後とも一層効果的な保護観察の在り方を検討してまいりたいと考えております。

一方で、保護観察の充実を図るために、人生経験が豊かで地域の実情に詳しい保護司の方々の協力を得ることが極めて重要でございます。しかしながら、近年は地域社会の変容等を背景にいたしまして、保護司適任者の確保は一段と難しくなってしております。法務省としては、保護司の方々の日々の御勞苦に報いるためにも、保護司活動を強力に支援してまいりたいと思っております。

実費弁償も今年は三割増にさせていただきましたが、来年度においては更に増額を要求してまいりたいと思います。また、これまで以上に保護司活動の支援を進めてまいりますが、地域の関係団体と連携するなどして、より幅広い層から人材の確保も図つていく必要がありますと考えておりまます。地域によっては公募も導入することも検討いたしております。

GPSの活用についてお尋ねございましたが、諸外国の一部においてGPSを活用した処遇を実施していることは承知しております。しかし、プライバシーへの配慮その他検討すべき点が多いものと考えております。三ツ林政務官のチームでの点は十分に検討していただくことに相なつております。

○亀井郁夫君　どうもありがとうございました。

時間がちょっと余ることを予定して今日は最高裁の方も来てもらつてあるんすけれども、この前から裁判員制度の問題についていろいろ聞いておつたんですが、持ち時間も少ないものですから、今日いただいた、ちょっとだけお尋ねしたいのは、この前もちょっとと言いましたけれども、この裁判員制度については、PRの問題もいろいろありますけれども、国民に義務だという格好の面が強く出過ぎているというように私は思うんですね。だから、非常に抵抗感が強い、七〇%の人たちが反対しているというのが実態ですけれどもね。

そういう意味で、最高裁が第三十回の司法制度改革審議会でわざわざ事務総局の総務局長が来て、派遣されて、憲法上疑義を生じさせないためには議決権を持たない参審制をということを考えられるというようなことも言われているということは、最高裁としてはいろいろと疑問を持つてやられたんだと思うんですね。ただ、最高裁として今、憲法違反だとは言えないと思いますけれども、しかし、そういう中でこういうことをやつてこられて、しかもPRの文書見たら、もう義務だ義務だばっかりであつて、断ることができるということは何も書いてないですね。しかし、良心の自由が片方であるわけですから、そういう意味でのとき何でわざわざ来て説明したのか、その後の状況等についてちょっとお話し願いたいと思います。ちょっと声が悪くて申し訳ないんですけども

○最高裁判所長官代理人(大谷直人君) 委員御指摘の司法制度改革審議会における意見といいますのは、憲法上の疑義に関する論議を回避するためには、評決権を持たない参審制とするのが無難であると思われることを、あくまでも一つのアイデアとして述べたものでございます。

したがいまして、その際にも、合憲性の点は、第一次的には立法機関において、最終的には司法権の行使の主体としての最高裁判所によって判断されるべき事柄である旨をお断り申し上げております。最高裁として参審制等の合憲性について何らかの見解を示したものではないということは御理解いただきたいと思います。

また、現在どうかということもお尋ねがあつたかと思いますけれども、もちろん最高裁いたしましても、広報活動を行う中では一方的に出頭してくださいといふことだけをお願いしているわけではありませんで、法律上これこれこういう事由がある場合には辞退ということ也可能ですということを併せて国民の皆さんにはお知らせしているところでございます。

○亀井郁夫君 国民の皆さんにお知らせしているところでも、そういう意味では、その辺よく注意しながらやつてほしいというのが私の意見です。これに対しては、大臣はこの問題もう大臣になる前からタッチしておられたんだけども、どうお考えか、お話を伺いたいと思います。

○国務大臣(杉浦正健君) 裁判員制度は国民に相当の御負担をお願いする制度でございますが、その負担が過重なものとなつたり、思想、良心の自由などを侵害することがあつてはならないことを当然でございます。

ただ、今の時点では、広報、できるだけ御理解いただこうということで、内容の御理解いただくのに力点が入つておりますが、法律には、やむを得ない事由がある場合には裁判員になることを辞

ね。

○最高裁判所長官代理人(大谷直人君) 委員御指摘の司法制度改革審議会における意見といいますのは、憲法上の疑義に関する論議を回避するためには、評決権を持たない参審制とするのが無難であると思われることを、あくまでも一つのアイデアとして述べたものでございます。

したがいまして、その際にも、合憲性の点は、第一次的には立法機関において、最終的には司法権の行使の主体としての最高裁判所によって判断されるべき事柄である旨をお断り申し上げております。最高裁として参審制等の合憲性について何らかの見解を示したものではないということは御理解いただきたいと思います。

また、現在どうかということもお尋ねがあつたかと思いますけれども、もちろん最高裁いたしましても、広報活動を行う中では一方的に出頭してくださいといふことだけをお願いしているわけではありませんで、法律上これこれこういう事由がある場合には辞退ということ也可能ですということを併せて国民の皆さんにはお知らせしているところでございます。

○亀井郁夫君 まだこの問題、二十一年からの実施ですから時間がありますから、だから、今まで作っていく法律がたくさんあるわけですから何聞いてくださいといふことだけをお願いしているわけではありませんで、法律上これこれこういう事由がある場合には辞退ということ也可能ですといふことでも併せて国民の皆さんにはお知らせしているところでございます。

○亀井郁夫君 国民の皆さんにお知らせしているところでも、そういう意味では、その辺よく注意しながらやつてほしいというのが私の意見です。これに対しては、大臣はこの問題もう大臣になる前からタッチしておられたんだけども、どうお考えか、お話を伺いたいと思います。

○国務大臣(杉浦正健君) 裁判員制度は国民に相当の御負担をお願いする制度でございますが、その負担が過重なものとなつたり、思想、良心の自由などを侵害することがあつてはならないことを当然でございます。

ただ、今の時点では、広報、できるだけ御理解いただこうということで、内容の御理解いただくのに力点が入つておりますが、法律には、やむを得ない事由がある場合には裁判員になることを辞

ね。

う説明も、私もこの間、宮崎のタウンミーティング、御説明いたしましたが、裁判員となることはも設けられていることでございますので、裁判員となることが義務としても、国民の思想、良心の自由を侵害することはないと想つております。

現段階におきましては、裁判員制度については、国民の皆さんのお不安を取り除くことができるよう一層工夫を凝らした広報に取り組んでまいりたいと思っております。

○亀井郁夫君 私は、ただいま可決されました犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国民党・新党日本の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬進君から発言を求められておりま

すので、これを許します。築瀬進君。

保証官制度の発展になお一層配慮すること。

右決議する。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました犯罪

者予防更生法の一部を改正する法律案及び執行猶

予者保護観察法の一部を改正する法律案に対し、

自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共

産党及び国民党・新党日本の会の各派共同提案

による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行いま